

平等院旧境内多宝塔推定地第1次発掘調査概報

—京都府立宇治公園都市公園施設整備に伴う発掘調査—



1994

宇治市教育委員会



第1トレンチ下層遺構（東から）



第1トレンチ上層遺構（西から）

序

近年、宇治市では平等院を始めとする貴重な文化財が集中する宇治川谷口両岸部分において、宇治橋架け替えなどの都市基盤整備や源氏物語散策の道整備・万葉歌碑建立などの文化観光基盤整備が実施され、これらの事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査も急速に増加しております。

今回の発掘調査の契機となりました京都府立宇治公園都市公園施設整備事業は、京都府と宇治市が一体となって進めております「歴史街道」整備の一環として京都府によって計画されたもので、京都府立宇治公園が平等院旧境内に該当するため事前に発掘調査を実施し、平等院関係遺跡が発見されれば、それを保護・活用しながら公園整備を進めるという目的に沿って本市教育委員会が委託を受けて発掘調査を実施したものです。

発掘調査成果の具体的内容は後述するところですが、上層部分で平安期の建物跡の一部が確認され、下層部分で弥生時代から奈良時代にかけての集落跡が発見されました。

平安期建物跡の発見は、平安王朝文化を今に伝える平等院の実態を解明する上で極めて重要であり、下層の集落跡の確認は宇治の歴史、そして平等院創立前史を考える上で重要であると考えています。

また、今回は平安期建物跡が一部の発見にとどまっているため、来年度において全容の解明を京都府のご協力を得て実施すべく計画をしております。

本書が多くの方々の目にとまり、平等院そして宇治の歴史を知る上で的一助になれば幸いです。

最後になりましたが、事業を担当された京都府宇治土木事務所をはじめ、発掘調査の実施についてご指導いただいた京都府教育委員会、調査についてご指導・ご助力を賜りました関係各位に対して心よりお礼を申し上げます。

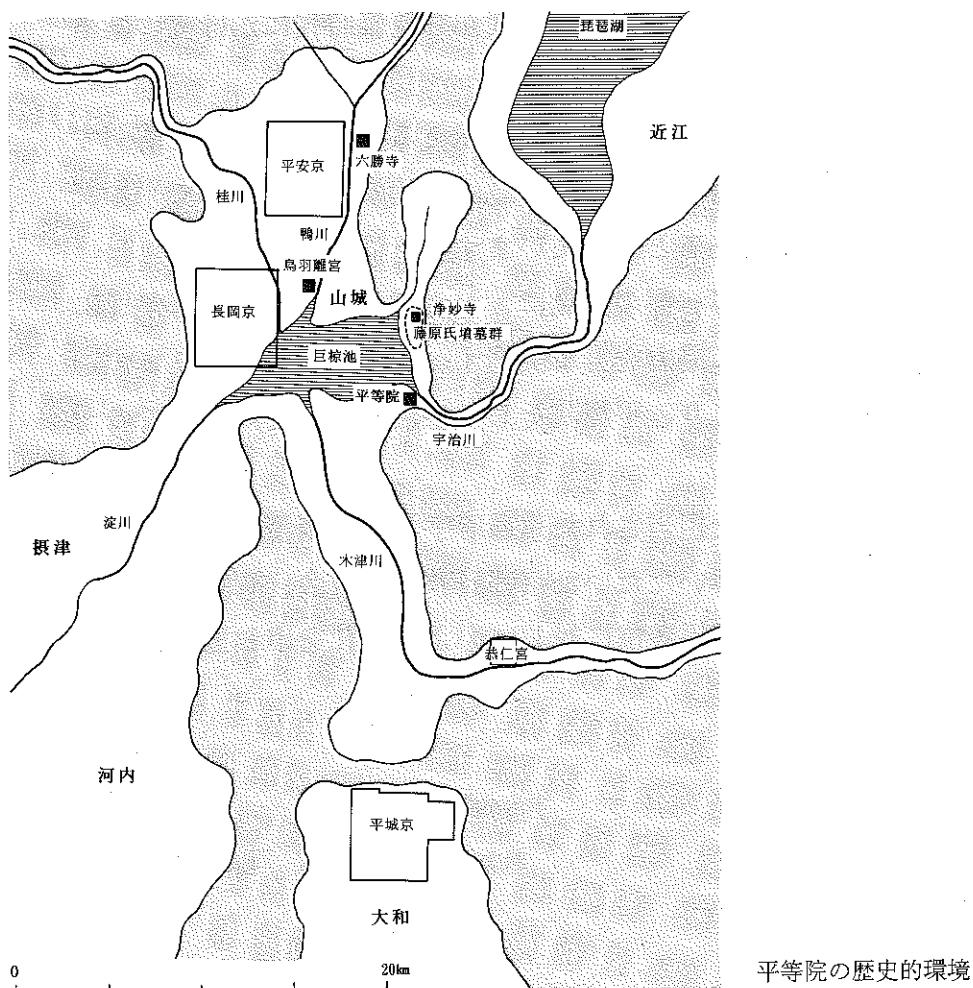
平成6年3月

宇治市教育委員会

教育長 岩本昭造

例　　言

1. 本書は、京都府宇治土木事務所が計画した京都府立宇治公園都市公園施設整備事業に伴う平等院旧境内遺跡多宝塔推定地の第1次発掘調査報告書である。
2. 発掘調査地は、宇治市宇治塔の川所在京都府立宇治公園内である。
3. 本書は、宇治市教育委員会が刊行する『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』の第24集にあたる。
4. 本発掘調査の測量が使用した基準点は、平等院庭園内に設置されている國土座標を基にした平等院基準点である。
5. 本書が収録する発掘関係資料は宇治市教育委員会が保管・管理している。
6. 本書の編集は、宇治市教育委員会社会教育課文化財保護係が行い、実務を杉本宏が担当した。本書の執筆分担は下記のとおりである。
I・II・III・IV・VI章 … 杉本 宏 (社会教育課文化財保護係)
V章 … 吹田直子 (立命館大学生)



本文目次

I. はじめに	1
II. 位置と環境	2
A. 調査地の地形と環境	2
B. 弥生時代から奈良時代の周辺遺跡	2
C. 宇治渡と宇治橋	6
D. 平等院創立前史	7
E. 平等院の創立と変遷	7
III. 調査の経過	9
A. 調査に至る経過	9
B. 発掘調査の経過	9
C. 2次調査への協議	10
D. 発掘調査の委託協定・体制等	12
IV. 検出遺構	13
A. 第1トレンチ下層遺構	13
B. 第1トレンチ上層遺構	23
C. 第2トレンチ	25
V. 出土遺物	27
A. 第1トレンチ出土遺物	27
B. 第2トレンチ出土遺物	34
C. 土師器高杯製作手法の観察	35
VI. まとめ	38
A. 遺構の変遷	38
B. 宇治川渡河点の塔の川遺跡	41
C. 渡河点集落から平等院へ	42
D. おわりに	43
(註)	44
付 論 「宇治橋架橋位置変更と宇治街区の成立」(杉本 宏)	45
抄 錄	58

I. はじめに

本報告は、史跡名勝平等院庭園に隣接する宇治塔の川地内京都府立宇治公園において、京都府宇治土木事務所が計画した都市公園施設整備事業に伴い、該当する平等院旧境内遺跡を平成5年7月から10月にかけて発掘調査した成果を収録したものである。

平等院は、藤原頼通によって創建されて以来、その中心堂宇である鳳凰堂（阿弥陀堂）とそれを取り巻く庭園が現在に伝えられ、それぞれ国宝と史跡・名勝に指定されているが、往時は数多くの堂塔が建ち、寺域も現在よりかなり広かつたことが記録、そして地形や地割りから理解されている。平等院旧境内遺跡は、このようななかつての境内地を埋蔵文化財包蔵地として把握しているもので、遺跡の範囲は鳳凰堂を中心に南北400m、東西300mほどとなっている。

今回の発掘調査地点は、現平等院境内の南東隣接部分にあたり、現在京都府立宇治公園の一角として整備され遊具などが設置されている。鳳凰堂から南東に概ね100m地点であり、東側は直ちに宇治川左岸となる。四条宮寛子建立の多宝塔跡が想定されている場所にあたる。

今回の調査では、上層で平安期の建物遺構を確認し、下層で弥生から奈良時代の集落跡を確認した。上層の建物遺構については一部の検出に止まっており、その性格については特定できないため、年度をあらためて再度調査を実施する予定である。したがって、本報告では下層の集落跡（塔の川遺跡）の状況を中心に報告することとし、上層の建物遺構については、再調査後の報告に詳述を譲ることとした。



第1図 国宝・平等院鳳凰堂

II. 位置と環境

A. 調査地の地形と環境

宇治は、平安京の南南東にあたり、琵琶湖に発する宇治川が山間を縫い初めて平野に流れ出す所である。この辺りの地形は、南には宇治丘陵の山並、東は近江へと続く山丘、北には山城を南北に二分した巨椋池（昭和16年干拓）があり、山と水に囲まれた風景が宇治の風土を特色付ける大きな要素となっている。平等院は、この自然環境のほぼ中心、すなわち宇治川が山間より流れ出す谷口部の左岸に川に面して建てられており、宇治の自然と一体となつてその優雅な景観をかもしだしている。

現在の境内の地形は、南端に河岸段丘面がわずかに取り込まれる他、大半が標高16～18m程の沖積地である。この沖積面上にある建物は、現在、鳳凰堂・觀音堂・表門・最勝院及び園池であり、河岸段丘上にあるものは鐘楼・淨土院・南門・宝物館となっている。また、段丘崖は高さ4m程であり、「阿」字池と通称される庭園園池の南岸は概ねこの崖線に沿う形をとっている。鳳凰堂が乗る中島の標高は概ね16.6mを測る。

調査地は、史跡名勝に指定される平等院境内の南東隣接地であり、現在は京都府立宇治公園の一角として遊具などが置かれ公園として機能している。地形的には前述の河岸段丘面の東端となり、標高20m程を測る。調査地東側の宇治川ぞいに建ち並ぶ家屋辺りは、かつての宇治川河岸であり、調査地は河岸段丘面が宇治川に張り出した場所ともなっている。

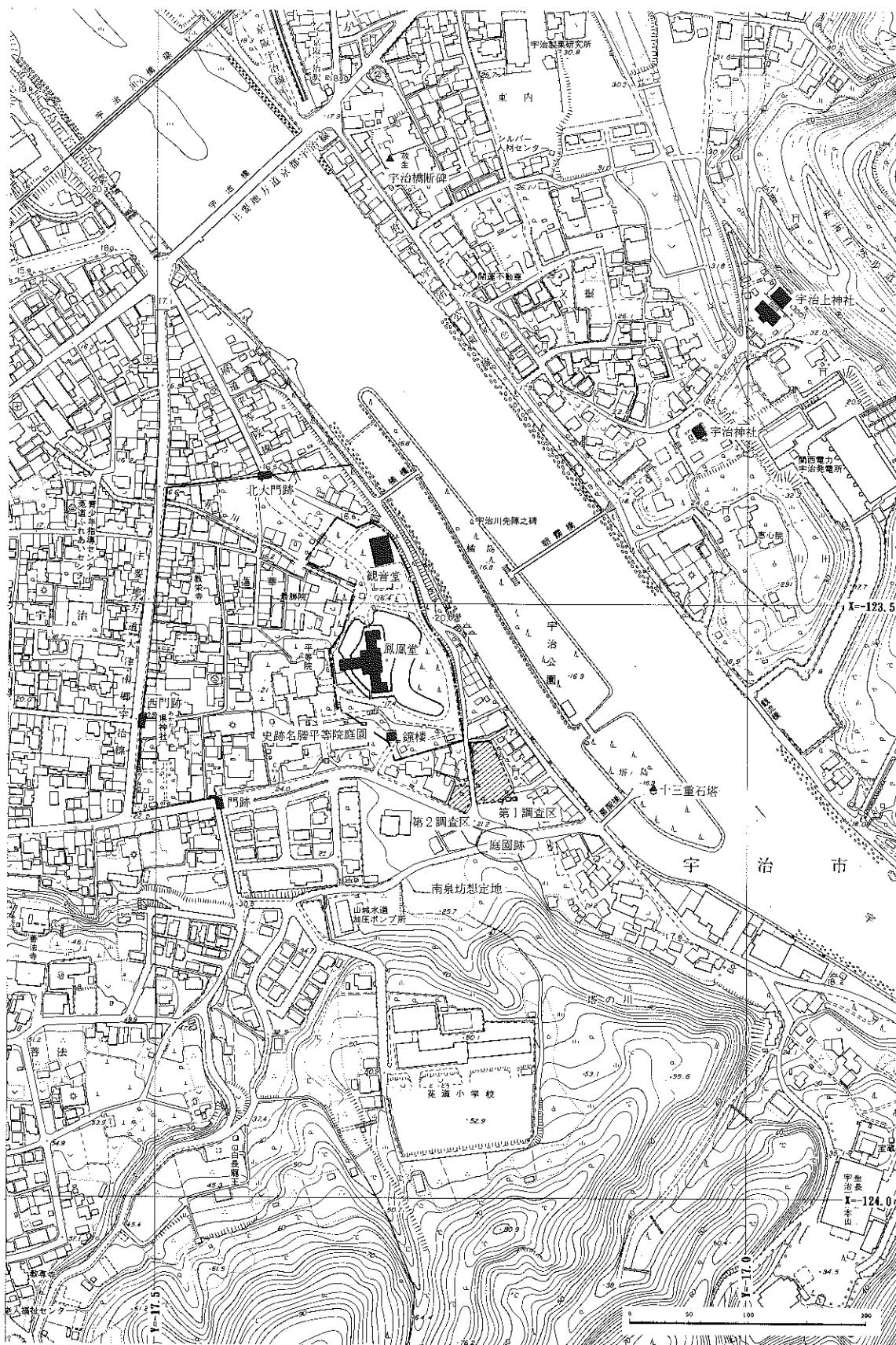
B. 弥生時代から奈良時代の周辺遺跡

宇治川谷口部に展開する遺跡は、現在、弥生時代中期に溯るもののが最も古く、その内容が比較的明らかとなっている遺跡に乙方遺跡がある。

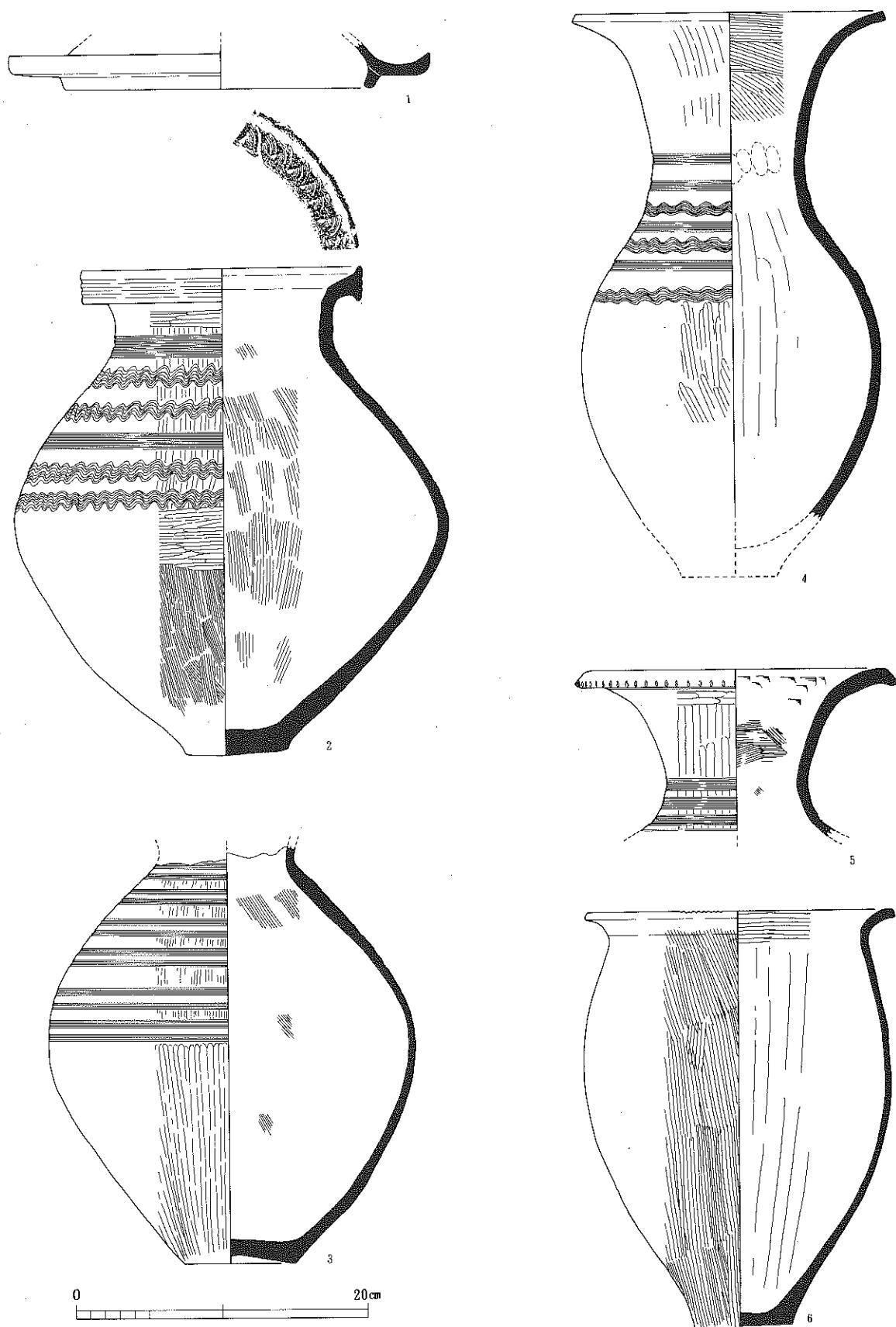
^① 乙方遺跡は宇治川右岸、宇治橋東詰北方の川岸に広がる集落跡で、弥生時代中期前葉から後葉にかけての竪穴住居や方形周溝墓、土器棺が見つかっている。また今回の調査で明らかとなったように、同時期に平等院辺りにも集落の形成が開始されている。

古墳時代前期の集落は平等院下層で引き続き認められる。前期古墳は確認されていないが、平等院西方1km地点の台地上にあった全長40mの前方後円墳宇治丸山古墳が前期末葉に溯る可能性が高い。中期になると、宇治橋東詰山丘上に宇治二子山古墳^②が築造される。この古墳は、二基の中規模円墳であるが、多量の武器・武具を副葬しており、強大な軍事力を背景とした地域首長がこの地に育っていたことが窺える。

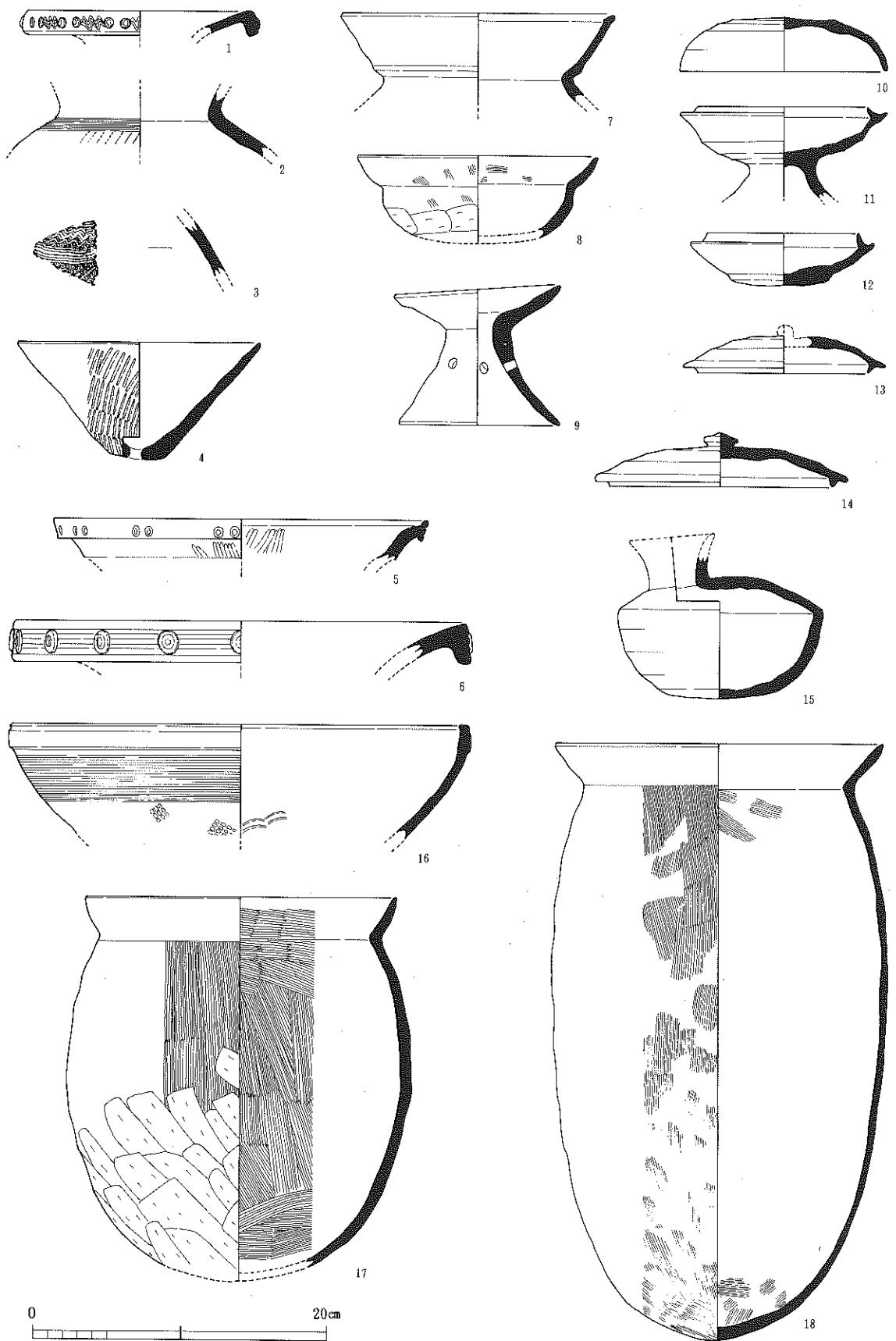
古墳時代後期では、集落が右岸・左岸部に急速に広がるようで、左岸部では平等院下層のみならず、現在の宇治市街地の各地点で同時期の土器が散見されるし、右岸部でも同様な状



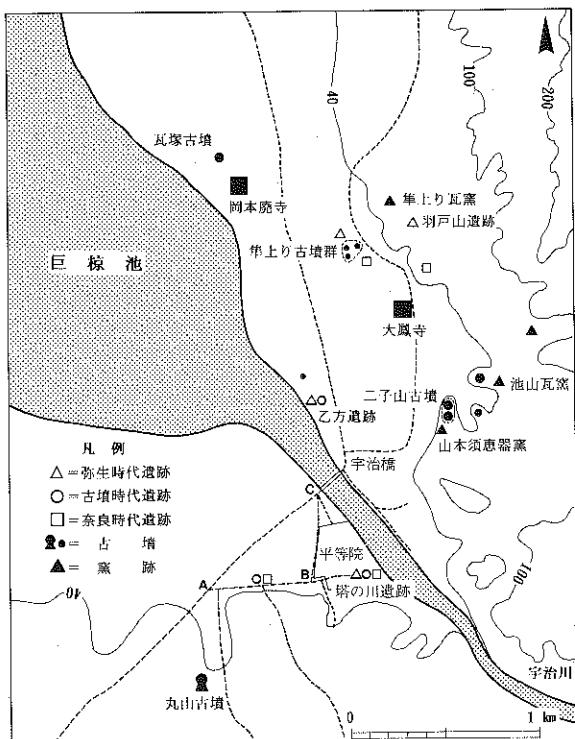
第2図 平等院付近の地形と旧境内の広がり



第3図 乙方遺跡出土弥生土器



第4図 平等院庭園盛土出土弥生—奈良時代土器



第5図 宇治周辺の主要古代遺跡

況が認められる。このような集落の在り方は飛鳥・奈良時代に基本的に引き継がれるようである。

7世紀後半期には、大和川原寺式の軒瓦を創建瓦とする大鳳寺^③、法隆寺西院式を採用する岡本廃寺^④が東岸地区に創建されている。また、この東岸地区には窯業遺跡が多く認められ、飛鳥豊浦寺の瓦を焼いた隼上り瓦窯^⑤・池山瓦窯^⑥を始め、飛鳥から奈良時代にかけての須恵器窯などが点在している。

国郡制の施行に伴い、宇治橋東岸部は宇治郡宇治郷に、西岸部は久世郡宇治郷に編入される。宇治橋両岸地区の弥生から奈良時代にかけての遺跡分布は、現状の中では圧倒的に東岸部が優勢である。これは、東

岸部に巨椋池面より一段高い平野部が良く発達しているのに対して、西岸部は基本的に巨椋池へ向かって下降する緩斜面であり、池寄りの部分は広い湿潤地となっていたことによる。この遺跡様相が逆転するのは平安時代であり、平等院を始めとする藤原氏の寺・別業が西岸部に営まれ、それを核として第5図のA・B・Cの道で囲まれた所に町屋が形成され、現在の宇治市街へと発展を遂げていくこととなる。

C. 宇治渡と宇治橋

宇治川谷口部での遺跡展開を考えるときに忘れてはならないのが、この地の地理的特性である。すなわち、この地が宇治川渡河点として古来より交通の要衝であったことである。宇治橋は古代大橋の一つに数えられ、その架橋は「宇治橋断碑」によれば大化二年(646)とされる。この造橋銘の真偽については議論があるようだが、『日本書紀』天武天皇元年(672)五月条に「菟道守橋者」が見えるため、この時には宇治橋が架かっていたことは間違いないだろう。

宇治橋架橋前は「渡し」であった。『日本書紀』仁德天皇即位前紀に出てくる「菟道済」は早い例である。後のことでも、宇治橋が流失した時は「渡し」が行われていたことが、諸種の記録に散見できる。平安遷都前、宇治は奈良から東国・北陸への交通線上に位置する要衝であり、平安遷都後、宇治は都と南都奈良を結ぶ要衝であった。この狭い地域に各時代各種の遺跡が継続して営まれる背景として、この点は見過ごしてはならないだろう。

D. 平等院創立前史

平安京への遷都に伴い、宇治は都への近さとその美しい自然景観から中央権門の別荘地として急速に注目されはじめたようで、遷都後間もない弘仁5年（814）に明日香親王の宇治別業が、翌年には播磨守賀陽豊年の宇治別業の存在が『日本後記』に記されている。

現在、平等院の前身として遡りえるものは、『扶桑略記』寛平元年（889）に記される左大臣源融の宇治別業とされる。この源融の別業は後宇多天皇所領となり、六条宮敦実親王に伝領され、さらに源重信に伝領されている。重信婦人から藤原道長がこの「宇治家」を買い取ったのは長徳4年（998）のことと『花鳥余情』は伝えている。道長は直ちにこの別業の改修に着手したようで、『小右記』などに見える舟遊びのできる池は道長によって整備されたと考えられる。万寿4年（1027）に道長が没すると宇治別業はその子頼通に伝領され、後にこの別業を基本として平等院が創立されることとなる。

E. 平等院の創立と変遷

頼通が宇治の別業を寺とし「平等院」と号したのは永承7年（1052）のことである。この年は当時末法の初年と考えられていた。阿弥陀堂（鳳凰堂）が完成したのは翌天喜元年のことである。

その後、境内には一門によって法華堂・五大堂・多宝塔・不動堂・愛染堂を始めとする多くの堂舎が建立され、壮大な仏教寺院の体裁を整えていったらしい。

しかし、この創立期の平等院諸堂も建武3年（1336）の兵火にかかり、阿弥陀堂・鐘楼・門を残して灰燼に帰してしまう。さらに元禄11年（1698）の宇治郷大火で門を焼失し、阿弥陀堂だけが現在に伝わることとなった。

このような失われた諸堂の場所については、別業の邸宅を改修した本堂が現在の觀音堂の辺りにほぼ想定され、また、小御所と呼ばれた建物が阿弥陀堂と池を挟んだ対岸で確認された程度で、その他の多くの建物についての正確な場所は特定されていない。^⑦

寺域については、南を山裾辺り、東を宇治川、西を大和大路（現在の県通り）そして北を現在の拝観者駐車場辺りに想定され、概ね南北330m、北端の東西幅約150m、南端の東西幅約400mの大きさの境内となる。

また、平等院の周囲には、藤原氏一門の別業が数多く営まれていたことが記録より理解できる。小川殿・小松殿・西殿・池殿などがそうであり、この中には御堂を持つものもあった。これらの別業は、まだ発掘調査では断片的な遺構・遺物によってしか確認されてはいないが、概ね現在の宇治市街地と重複していると想定できる。

平安期の宇治は、これらの別業・寺院を核として王朝文化を支える一つの小宇宙を形成していたのである。

付表 平等院略年表

西暦	元号	主 要 事 項
1052	永承 7	藤原頼通、宇治別業を寺とし平等院と号す。本堂完成。末法初年。
1053	天喜 1	阿弥陀堂（鳳凰堂）供養。
1056	天喜 4	法華堂供養。
1061	康平 4	四条宮寛子、多宝塔供養。
1066	治曆 2	右大臣師実、五大堂供養。
1073	延久 5	右大臣源師房、不動堂供養。
1074	延久 6	頼通没す。木幡に葬る。
1089	寛治 3	僧房焼失。
1091	寛治 5	地震起る。京の法成寺破損する。
1096	永長 1	地震起る。南都東大寺・薬師寺破損する。京法成寺破損する。
1101	康和 3	右大臣忠実、平等院・法成寺修理。
1102	康和 4	四条宮寛子、白川金色院供養。
1118	元永 1	太皇太后寛子、小御所で法会を見る。
1126	大治 1	関白忠実・内大臣忠通、愛染堂供養。
1133	長承 2	関白忠通、宇治橋南一町に多宝塔を建立。
1190	建久 1	阿弥陀堂・回廊・経蔵修理。
1231	寛喜 3	藤原定家、平等院の破損を嘆く。
1234	文暦 4	阿弥陀堂修理（柱墨書）。
1240	延応 2	一条実経、平等院修理。
1246	寛元 4	摂政兼平、平等院修理。
1278	弘安 1	平等院修理。平等院大湯屋御所前で兼平が猿楽見物する。
1284	弘安 7	関白兼平、平等院諸堂の仮葺を命ず。
1336	建武 3	兵火により諸堂焼失、阿弥陀堂・鐘楼・北大門残る。
1365	貞治 4	回廊焼失。
1480	文明 12	近衛正家、平等院修理のため朝廷より寄進を受ける。
1531	享禄 4	平等院修理。
1598	慶長 3	木食上人応其、豊臣秀吉に平等院修理を命じられる。
1627	寛永 4	平等院修理開始（寛永18まで）。
1633	寛永 10	平等院修理瓦銘文。
1658	万治 1	台風により平等院大破。
1670	寛文 10	阿弥陀堂修理。
1698	元禄 11	宇治郷大火により北大門・南大門焼失。
1717	享保 2	平等院修理勧進はじまる。
1735	享保 20	平等院修理完了。
1757	宝暦 7	平等院境内の会所浜修理。
1781	天明 1	平等院修理勧進（天明6にもあり）。
1788	天明 8	平等院修理完了。
1873	明治 6	阿弥陀堂小修理。
1885	明治 18	阿弥陀堂小修理。
1897	明治 30	阿弥陀堂が特別保護建造物指定を受ける。
1902	明治 35	阿弥陀堂翼廊・尾廊の解体修理開始（明治40まで）。
1922	大正 11	観音堂が特別保護建造物指定を受ける。
1930	昭和 5	庭園が史蹟・名勝の指定を受ける。観音堂解体修理開始（大正12まで）。
1950	昭和 25	翼廊屋根修理。
		阿弥陀堂中堂解体修理開始（昭和32まで）。

III. 調査の経過

A. 調査に至る経過

宇治市では、現在、「歴史街道」構想に伴い観光施設整備が平等院を含む宇治川谷口部分において進められている。今回の発掘調査は、京都府宇治土木事務所によって当構想の一環として計画された京都府立宇治公園都市公園施設整備事業開始に先立ち、当該公園地内に埋蔵される平等院関係遺跡の発掘調査を実施し、遺跡の内容を明らかにし、その成果を公園施設整備事業に反映させることを目的として実施したものである。

発掘調査実施にあたっては、京都府宇治土木事務所・京都府教育委員会・宇治市教育委員会の三者で協議を行い、発掘調査は京都府宇治土木事務所が宇治市教育委員会に委託すること、発掘調査の開始は梅雨明けの7月中旬とし、3ヶ月の発掘期間を予定することを申し合わせた。

B. 発掘調査の経過

当公園は、宇治川右岸堤防道路に続く石畳敷の宇治市道228号線によって東西に分割されているため、公園の主体部分である東側地区を第1調査区、西側部分を第2調査区と呼ぶこととし、トレンチ（発掘溝）を設定して発掘調査を実施することとした。トレンチ名称は、各調査区名を用いることとした。作業開始日は平成5年7月28日である。

調査は、まず第1調査区のトレンチ設定と表土排除作業から始めた。第1トレンチは当初、調査区中央を南北に縦断する細長い範囲で設定し、その北端から重機で掘削を開始したが、直ちにコンクリート塊を含む割石層が表れ、概ね地表下2mまで同様な状態が看取された。この割石層は調査区北半分に及んでおり、戦後、当該地が旅館から公園へと利用転換された時の造成土による攪乱であることが確認されたため、トレンチ設定を急遽変更し、遺構面の遺存する調査区南半分に発掘の重点を置くこととした。

掘削土を搬出しながら掘り下げたところ、地表下0.7mで部分的な薄い砂層の水平堆積を確認したが、遺物・遺構が検出されなかつたため更に掘削することとし、地表下1.2mで黄褐色砂質土を基層とする地山に穿たれた遺構を確認した。この遺構群は弥生時代中期から奈良時代に至る時期のものである。遺構群上層の砂層は、後に平安期園路であることが判明する。

弥生から奈良時代に至る遺構を発掘しながら、トレンチ南壁土層堆積状況の観察をしていたところ、一部に砂層と同一レベルで礫と瓦片が混在する状況が認められたため、このレベルでトレンチを更に南に拡張し、その性格を確認することとした。このような調査経過の中で、平安期建物跡の一部を検出することとなった。

第2調査区では、まず老朽化したレンガ作りの藤棚を撤去して調査空間を確保し、トレンチを設定した。この調査区では掘削土砂の搬出が樹木に邪魔されて不可能であったため、狭い調査区内での仮置きとなつた。したがつて、発掘範囲そのものが必然的にかなり限定されることとなつた。

両トレンチとも遺構の完掘の後は、上空写真測量による20分の1平面測量と実測による土層図作成、そして写真撮影を実施し、検出遺構の記録を作成した。測量に使用した基準点は、平等院境内に設置されている国土基準点からの移設点である。

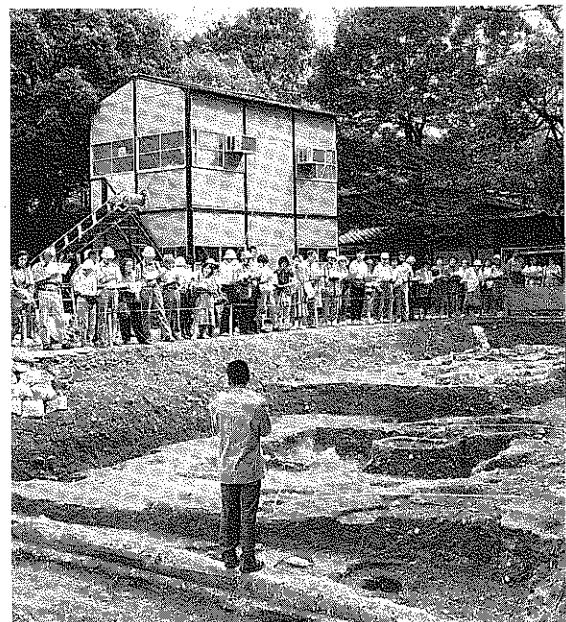
このような記録作成作業の合間を縫つて、10月9日に発掘成果の現地説明会を実施した。埋め戻しに関しては、第1トレンチでは、平安期遺構面には次年度の再発掘に備えるために透水性のビニルシートで遺構面を保護し、全面に真砂土を50cm程被せて土砂にて埋め戻した。第2トレンチは、掘削土砂でそのまま埋め戻した。

このような作業を終え調査地が現状復旧したのは11月1日であり、同日をもって発掘調査を終了することとした。発掘調査面積は結果的には、第1トレンチ250m²、第2トレンチ50m²、合計300m²であるが、第1トレンチでは北端部分を調査途中で攪乱により放棄し埋め戻していたため、合計350m²となる。

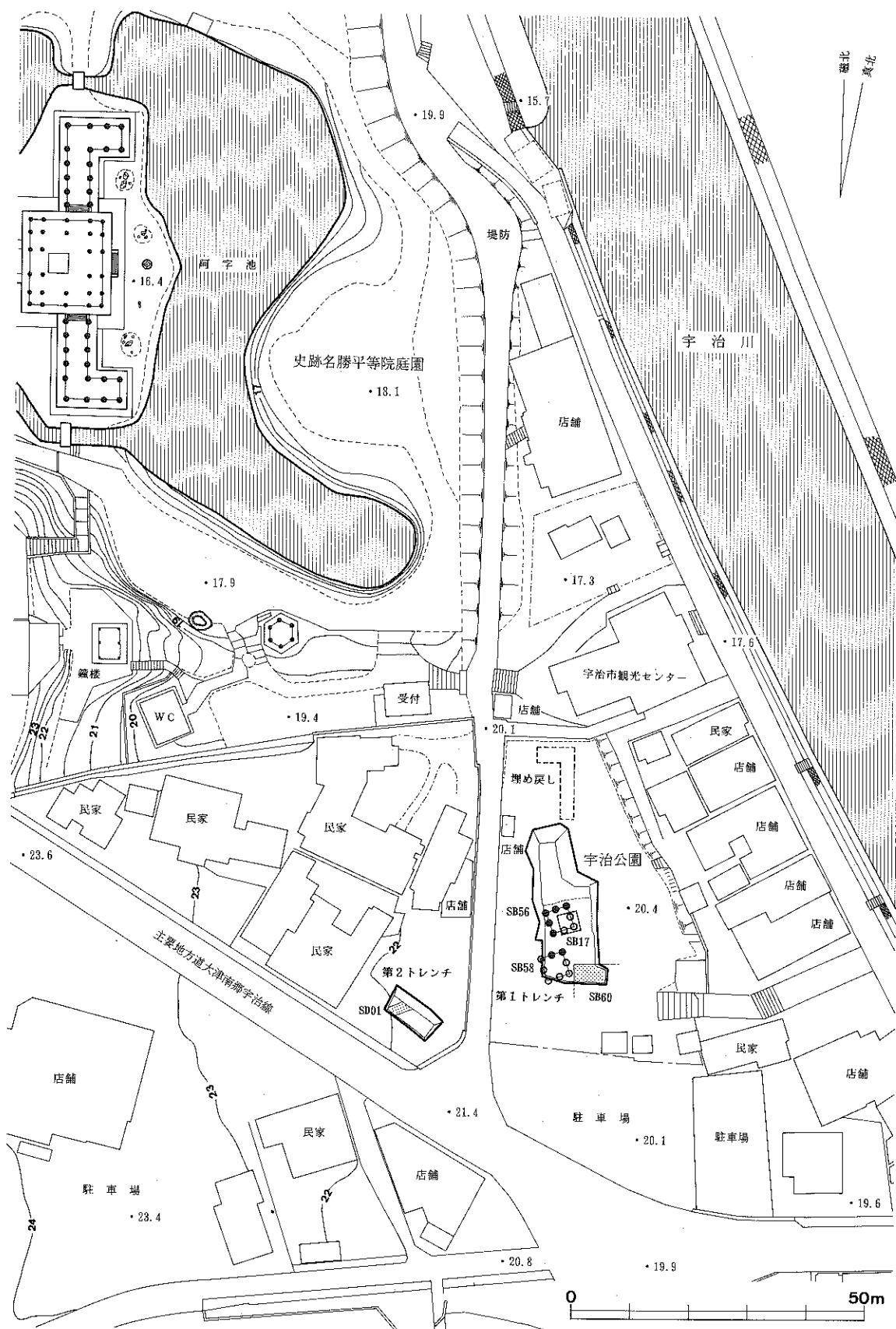
C. 2次調査への協議

調査が終盤を迎えた10月7日に、京都府宇治土木事務所・京都府教育委員会・宇治市教育委員会の三者で協議をもつた。議案は、第1トレンチ南端で一部を確認した平安期建物跡については、諸種の状況から四条宮寛子が平等院に建立したことが記録される多宝塔跡の可能性があり、その今後の処置を巡つてのものであった。

公園の整備工程との関係の中で、本年度中にこの平安期建物跡の性格特定ができないかとの京都府宇治土木事務所の意向があつたが、性格特定のためには公園管理事務所や発掘事務所を移設して建物跡の全容を発掘しなければならず、とても今年度中には発掘調査を終えることができないとの判断に至つたため、今年度は一端遺構を保全しながら現地を復旧し、翌年度に建物跡部分の再発掘を行うことを申し合わせた。この2次調査の開始は、翌年度の早い時期とし、関係機関はこの調査に向けて条件整備を行うこととした。



第6図 説明会風景



第7図 調査地の位置図

D. 発掘調査の委託協定・体制等

今回の発掘調査の実施に関する委託協定と発掘調査の体制等について以下に記述する。

委託協定 本件の発掘調査に関する委託協定の締結については、下記の当事者間で行った。

協定締結日は平成5年7月7日であり、委託金額は金16,460,000円である。

委託者	京都府宇治土木事務所長	福島慶樹
受託者	宇治市長	池本正夫

発掘調査の体制 この委託協定に基づいて、発掘調査は宇治市教育委員会が下記の体制で実施した。

発掘主体者	宇治市教育委員会	
発掘責任者	宇治市教育委員会 教育長	岩本昭造
発掘担当者	同 社会教育課 文化財保護係 主事	杉本宏
	同	荒川史
発掘事務局	宇治市教育委員会 参事	池田正彦
	同 社会教育課長	堀井健一
	同 社会教育課 文化財保護係長	吉水利明
	同 社会教育課 主任	山本敦子
調査補佐員	浜中邦弘（臨時職員）	
調査補助員	足立千春、新井朋哉、桑原智子、小西弘志、吹田直子、時実奈歩 瀬古正志（臨時職員）	
指導機関	京都府教育委員会 文化財保護課	

発掘調査の実施に伴う諸種の作業委託については、下記に発注した。なお、花粉分析をパリノサーヴェイに依頼したが、土壤サンプル中に花粉化石の残存が認められなかつたため、分析の発注をとりやめた。

土砂除去	株式会社 発掘建設リンク
写真測量	株式会社 日開調査設計コンサルタント
遺物写真	寿福写房 寿福滋

発掘調査への協力 本発掘調査の実施期間中に下記の方々から専門的なご指導・ご教示、ならびにご協力をいただいた。記して感謝を表したい。

宗教法人 平等院、杉山信三・網伸也・前田義明（財団法人京都市埋蔵文化財研究所）、堤圭三郎・杉原和雄・磯野浩光（京都府教育委員会文化財保護課）、高橋美久二（京都府立山城郷土資料館）、平良泰久（財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター）、家根祥多（立命館大学）。（順不同、敬称略）

IV. 検出遺構

今回の発掘調査で検出した遺構は、種類としては竪穴住居・掘立柱建物・建物基壇などの建築遺構を始め溝・土壙・道路などがあり、時代としては弥生時代から平安時代におよぶ。前述したとおり、これらの遺構は上下に重なる二面の遺構面に基本的に弁別でき、「下層遺構」「上層遺構」と呼んでいる。前者は弥生一奈良時代に至る集落遺跡（塔の川遺跡）であり、後者は平等院に関係するものである。本報告では、主に下層遺構について報告することとし、上層遺構については、2次調査の成果をまとめて詳述することとした。

A. 第1トレーニング下層遺構

本トレーニングは、今回の発掘調査での中心部分であり、遺構の大半はここで検出されている。また、上下二面の遺構面を良好に検出したのも本トレーニングである。以下に、土層状況及び主要な下層遺構について説明をする。

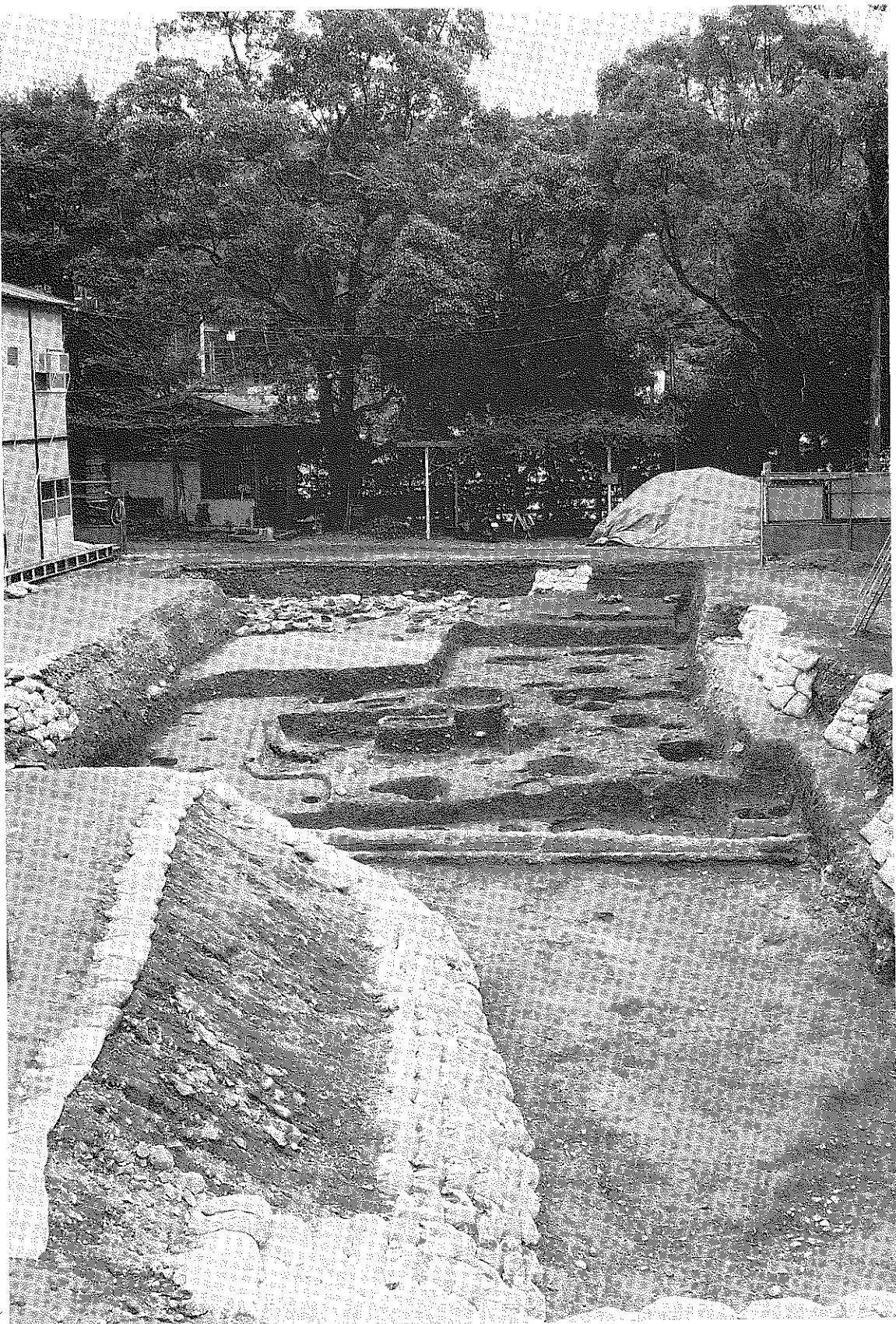
土層の状況 第1トレーニングの土層は、戦後に解体撤去された旅館建設により地山まで掘り込まれた攪乱が及ぶトレーニング北半分を除けば、西・東壁で観察できる土層は余り乱れのない水平堆積をしている。

土層の基本的な堆積は、本調査区全体に広がる公園の造成時置き土層下にまず黄橙色土が認められる。この土は良く締まっており固い。西壁での本層は比較的均一であるが、東壁南部では砂質土との互層となっている。状況的には中世期と思われるが、はつきりしない。上層遺構を覆う土であり、人為的な盛り土と判断できる。

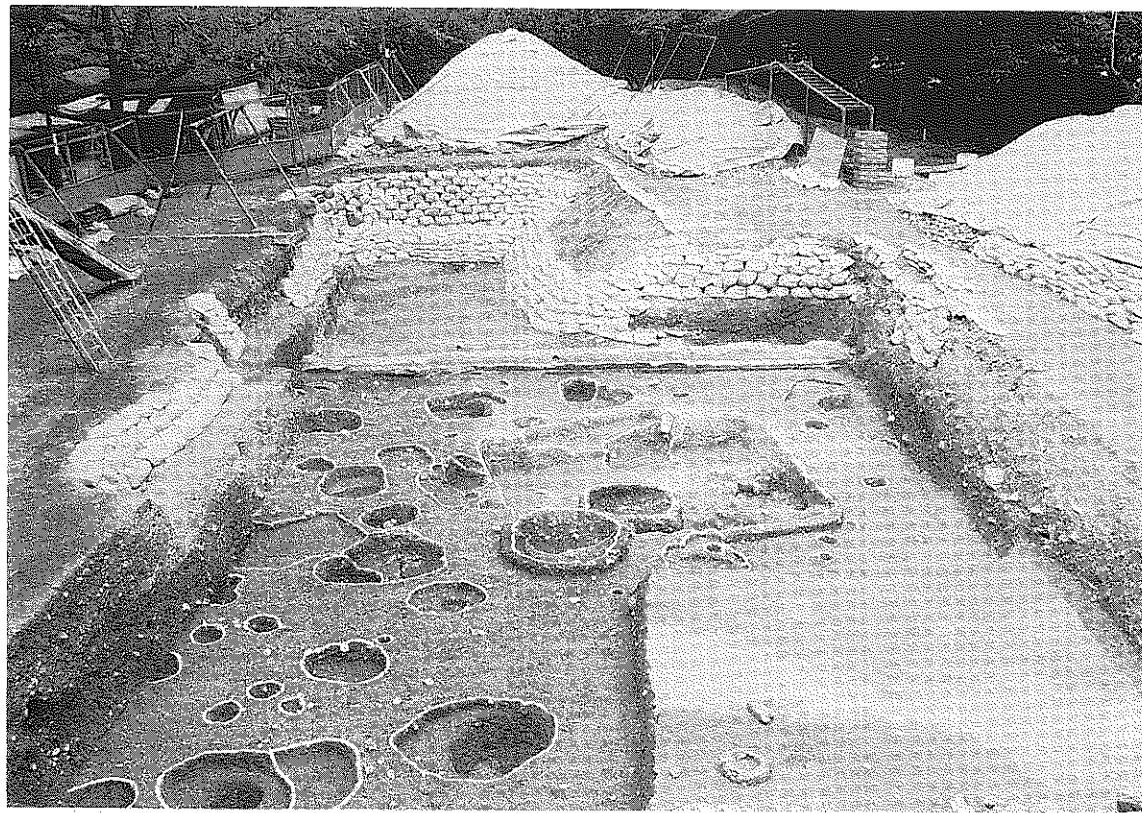
西壁で観察すると、この下に黒褐色系の土層が3層存在し、地山となる。黒褐色系土層は各層とも土器を含んでおり、いわゆる遺物包含層となっている。黒褐色系上層は西壁のみで確認でき、旧表土（平安期）と思われるものである。下層遺構の検出を確認できた面は、黒褐色系の下層と地山面である。地山は黄灰褐色砂質土であるが、地山面と黒褐色系土層との境は不明瞭であり、暫移層が形成されている。これは、地山面が地表面であったことによるものと考えられる。黒褐色系中層は人為的な盛り土の可能性がある。

焼土壙SK01 長さ130cm、幅110cmの隅丸方形状の土壙。壁が焼けて赤変している箇所がある。埋土は灰・炭を多量に含む。埋土から古墳時代後期から末葉ごろに比定できる須恵器の甕口縁が出土。検出面は黒褐色系土層の下層上面。竪穴住居SB17・掘立柱建物SB56より新しい。

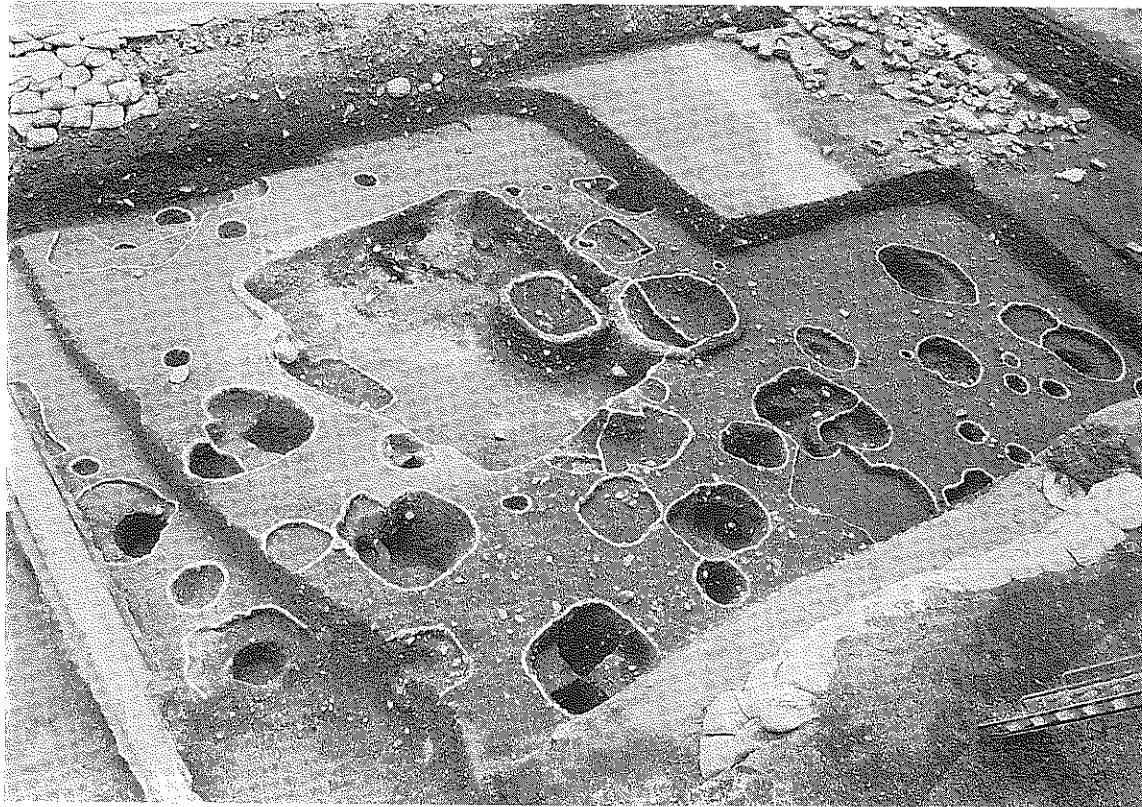
焼土壙SK05 長さ105cm、幅85cmの隅丸方形状の土壙。壁に火を受けているが赤変はない。埋土は灰・炭を多量に含む。検出面はSK01と同じ。



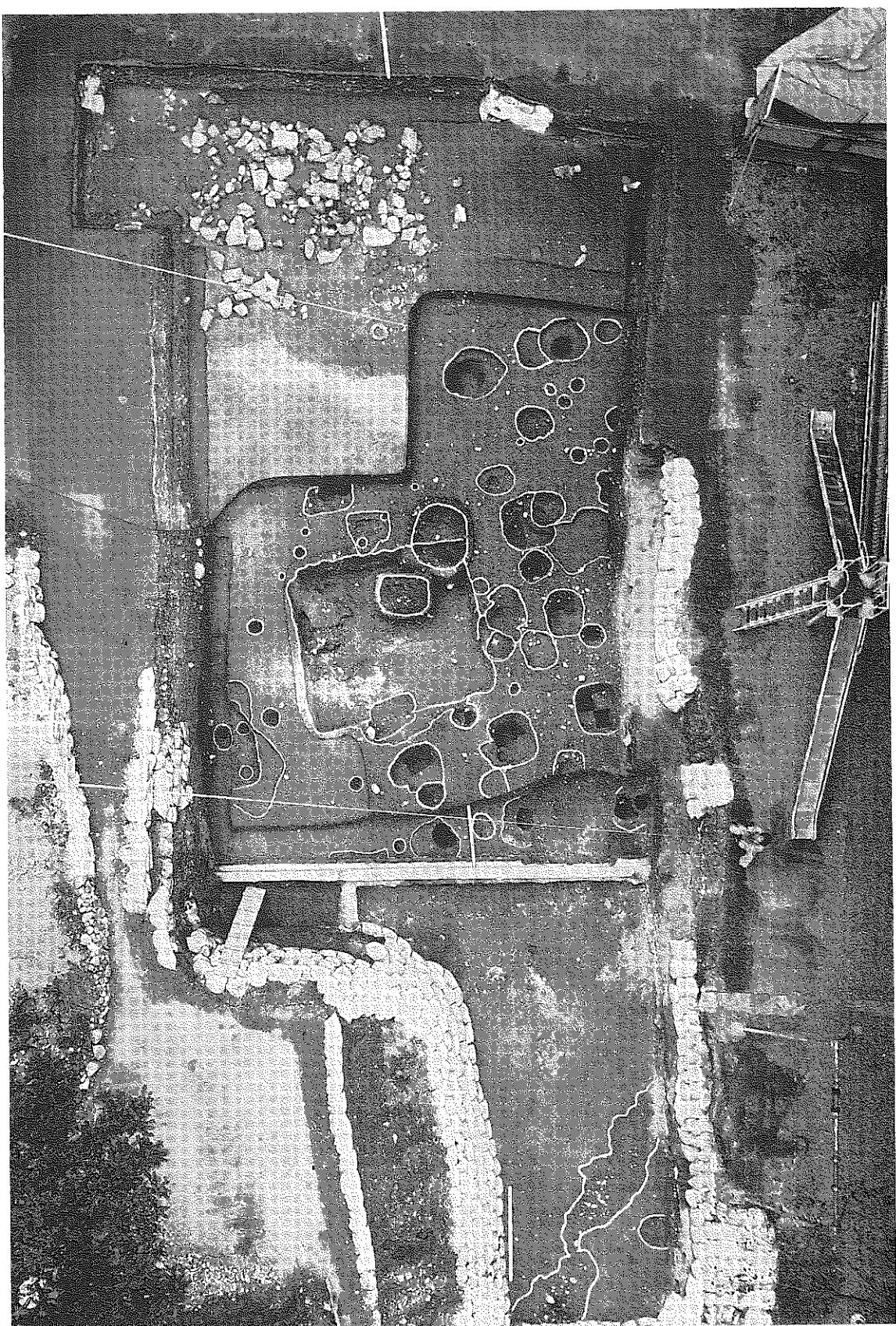
第8図 第1トレンチ全景（北から）



第9図 第1トレンチ全景（南から）



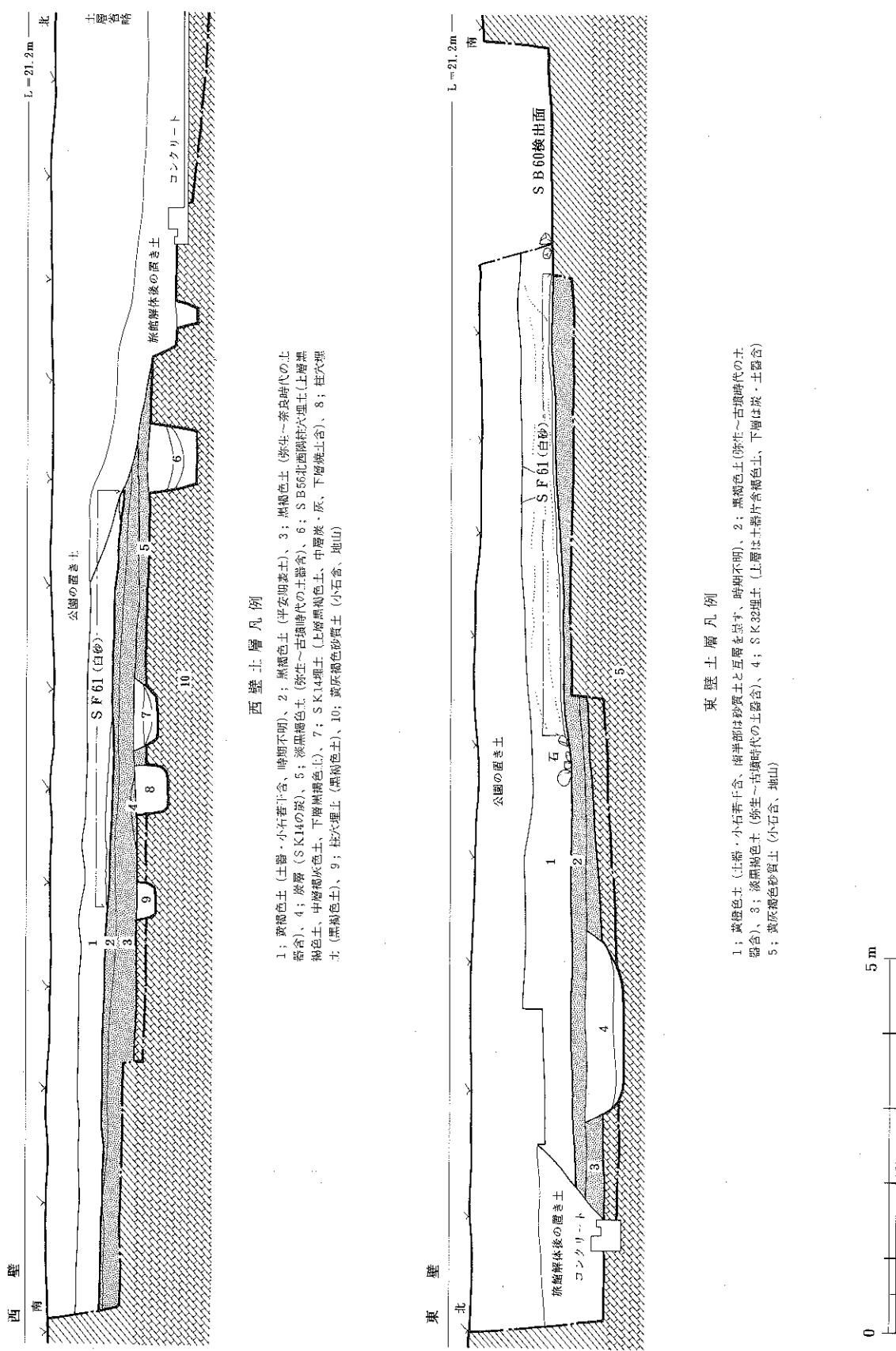
第10図 第1トレンチ下層遺構検出部全景



第11図 第1トレーニチ上空写真（下が北）



第12図 第1トレーニチ遺構平面図



第13図 第1トレンチ土層図

土壙SK10 壱穴住居SB17埋土を掘り込む土壙と判断しているが、SB17が廃絶し埋没していく過程でできた窪みの可能性もある。埋土に河原石と多くの土師器片を含む。SB17埋土との区別が不明瞭であり、掘り込み範囲が確定できなかった。土器の集中範囲は長さ150cm、幅100cm程の楕円形を呈していた。土器型式は壹穴住居SB17床面出土土器より新しく、古墳時代中期の様相を示す。

土壙SK13 直径60cmの不定円形の土壙。掘立柱建物SB56の柱掘方を破壊する。土師器小片出土。

焼土壙SK14 長さ120cm以上、幅100cm程の不定形土壙。壁が火を受けて赤変している。埋土は灰・炭を多量に含む。西壁土層の観察より、黒褐色系土層の下層上面から掘り込んでいることが理解できる。

壹穴住居SB17 トレンチ中央部で検出した古墳時代前期の壹穴住居跡。東西360cm、南北340cmの方形プランを呈する。壹穴住居としてはやや小型である。地山面で輪郭を明瞭に確認しており、検出した深さは40cm程と比較的残りがよい。

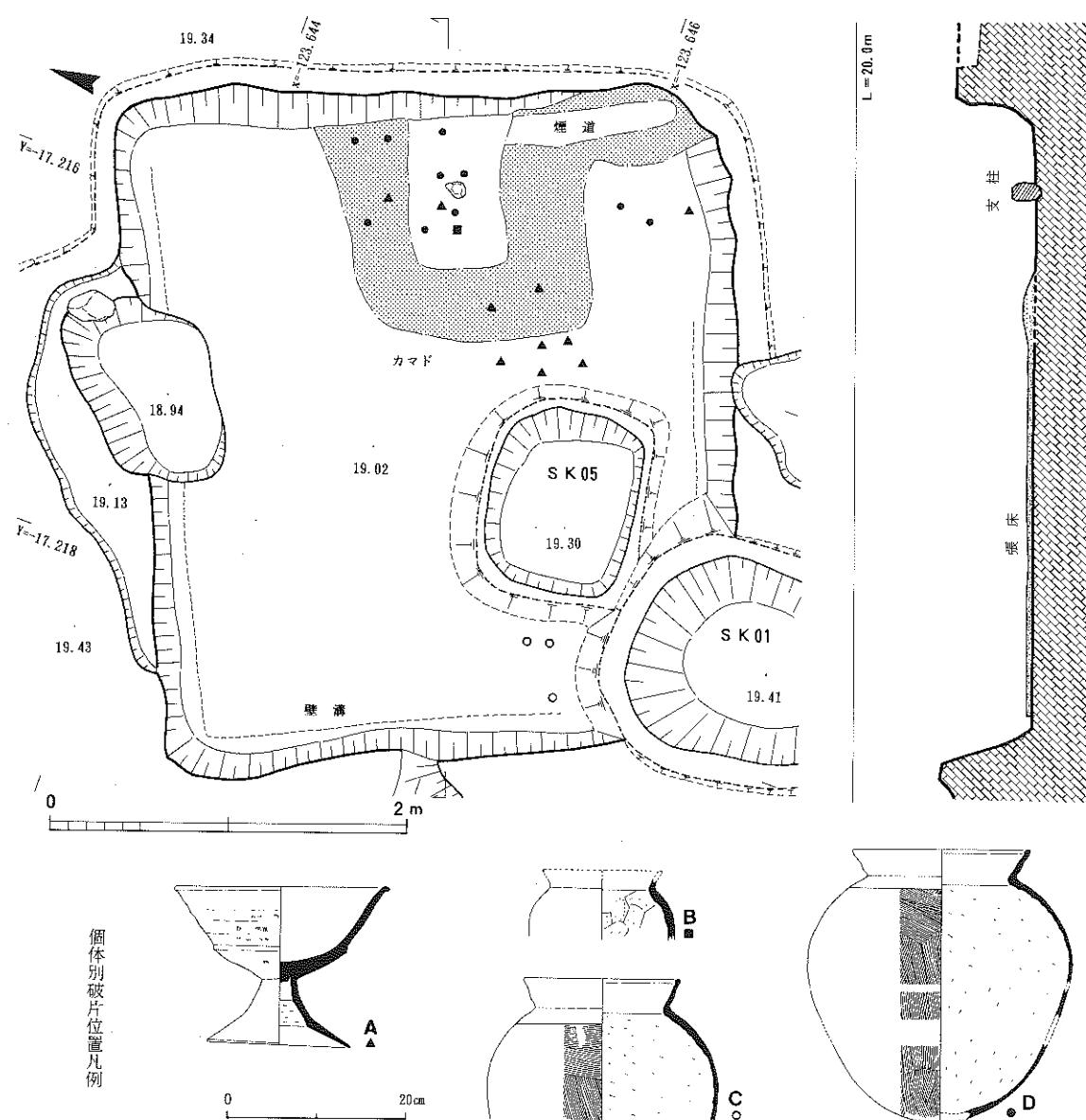
床面には淡褐色粘質土で貼床が施され、壁沿いに幅10cmほどの壁溝が確認された。ただし、この壁溝については、当初に貼床を埋土と誤認して除去したため、最終的な実測段階ではその輪郭を明示することができなくなった。また、小屋を支える主柱穴はない。

この壹穴住居の東壁中央部分には粘土で構築した「カマド」が付設されている。管見の限り山城地方でのカマド初見例である。カマドは、幅50cm・長さ80cmの長方形燃焼部とその三方を取り囲むカマド壁体、そして燃焼部から壁沿いに住居跡東南隅に伸びる煙道からなっている。

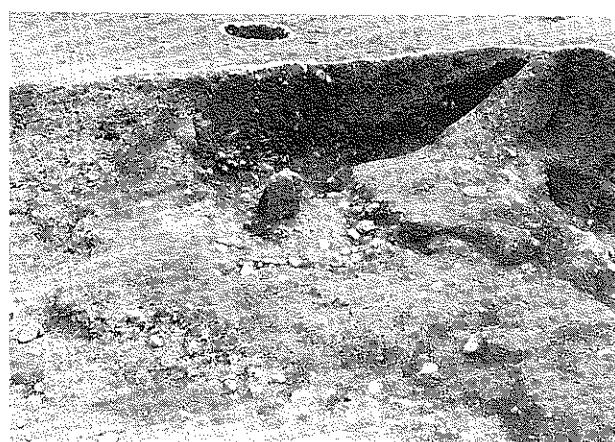
燃焼部内には灰・炭が薄く堆積し、その中央部分に砂岩質河原石のカマド支柱が立てられていた。カマド支柱は火を受けて表面が部分的に赤変している。カマド壁体は白色粘土が使用されており、崩壊した状況で検出された。ただし、この白色粘土はほとんど「生」の状態に近く、通例のカマド検出状況のように焼かれて赤変固化していない。崩壊状況も語感的には「流れだした」と言うほうが相応しい。煙道は径15cmほどの煙道を90cmほどの長さに白色粘土を使用して作ってあるが、やはり強く火を受けた形跡はなく粘土は「生」の状態に近かった。極めて少ないカマド使用回数を想定してよい状況にある。

床面から土器が出土している。布留式並行期の土師器甕3個体、高杯1個体そして小型甕1個体である。出土状態は第14図に示したとおりである。高杯・甕1個体はほぼ旧状に復元ができる、他の甕2個体についても接合できないものの破片量が多い。小型甕に関してはカマド内から小片が焼かれた状態で出土しており、他と同じ状況ではない。

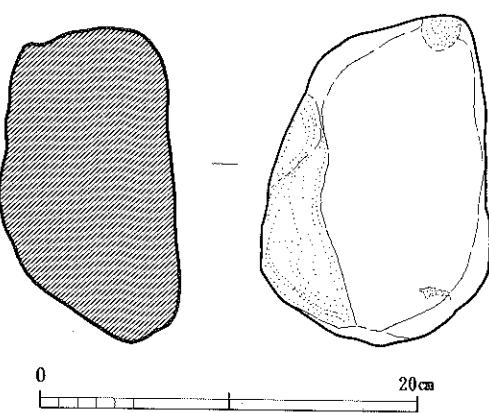
土器破片の出土状態から、壹穴住居廃絶時の各土器の位置を想定すれば、カマドに甕がか



第14図 積穴住居SB17実測図と床面出土土器



第15図 SB17カマド（西から）



第16図 カマド支柱実測図

けられ、焚口辺りに高杯が置かれ、住居の東南隅と西南隅にそれぞれ甕が置かれていた有様が復元できよう。竪穴住居廃絶時の年代を示す土器群である。

土壙SK22 土壙SK32により破壊されている浅い土壙。弥生土器と思われる破片が埋土に少量含まれるが、時期確定は難しい。

焼土壙SK25 長さ80cm、幅60cmの不定方形状の土壙。壁に火を受けているが赤変はない。埋土は灰・炭を多量に含む。検出面はSK01と同じ。

土壙SK26 直径110cmの円形土壙。掘立柱建物SB56の北東隅柱堀方を破壊して穿たれている。埋土から半分ほど残る土師器鉢1個体と石皿破片が出土している。

土壙SK32 東壁沿いで検出されたため規模不明。埋土下層には炭と弥生土器片を比較的多く含む。ただし土器片は細片が多く図示できるものはない。

掘立柱建物SB56 トレンチ中央部地山面上で検出した2間×2間の掘立柱建物。建物方位は、磁北より54度東へ傾く。規模は、第17図の断面指示Aラインでの柱穴間距離で345cm、Bラインで406cmである。したがってここでは、前者を北梁行、後者を西桁行としておく。柱筋の柱穴が全部検出されたのは、この両者のみである。

柱掘方は、一辺80cm～100cmほどの方形プランであり、深さは50cmほどである。柱跡は、確認できたもので直径20cmほどである。

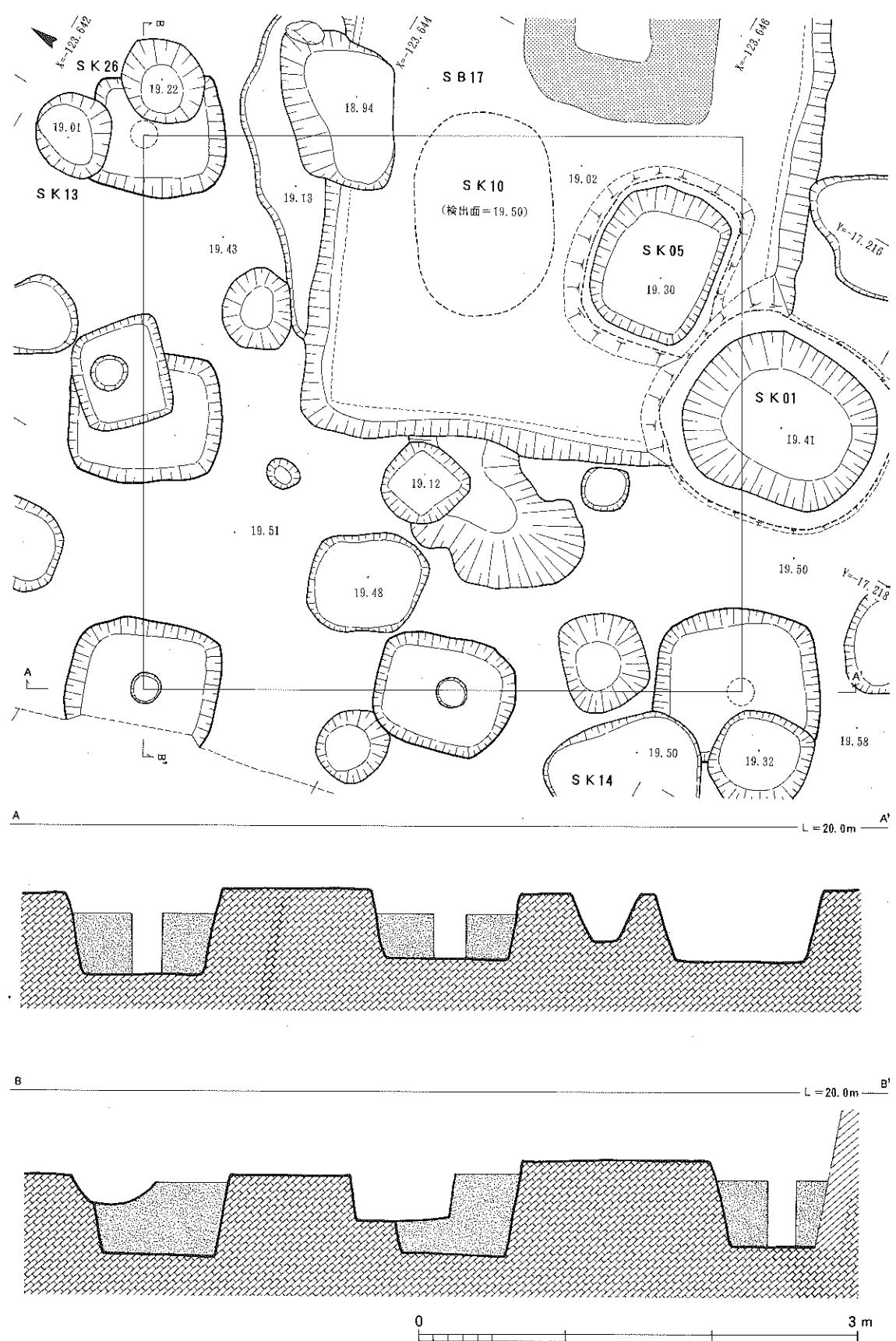
南梁行・東桁行の柱穴については、竪穴住居SB17・焼土壙SK01・焼土壙SK05によって破壊されており確認できない。この重複関係について、少し詳しく述べておきたい。

南梁行・東桁行部分については他の遺構が存在し、平面検出状況での土色判別が困難な状況ではあったが、次ぎの理由にてこの建物遺構が前述の他の遺構に先行するものであることが理解された。

まず、焼土壙SK01・焼土壙SK05と南梁行・東桁行柱穴との関係は、平面検出状況で各焼土壙埋土に全く乱れはなく、また西壁土層の観察からも焼土壙が掘立柱建物SB56より後出であることは確かめられる。

次に、土壙SK10との関係では、ちょうどこの位置に東桁行中間柱が想定されるが、土壙輪郭が上面検出時に不明瞭であったとはいえ、埋土に多量に含まれる礫・土器片の散乱状況にはやはり乱れは確認できず、掘立柱建物SB56は土壙SK10に先行することが理解できる。これは、土壙SK10とはほぼ同時期の土器を含む土壙SK26が掘立柱建物SB56の柱掘方を破壊していることからも補完されよう。

問題は竪穴住居SB17との先後関係である。両者の明確な重複関係について確認できたところはないが、調査の終盤段階に焼土壙SK01の底部精査を実施したところ、竪穴住居SB17のラインが明瞭に把握できた。ここは南梁行中間柱が想定される部分であり、中間柱掘方範



第17図 挖立柱建物SB56実測図

囲は未確認であるものの、この状況から掘立柱建物SB56は豎穴住居SB17に先行するものと判断した。建物の時期確定については、柱掘方内からの遺物がないため難しい。

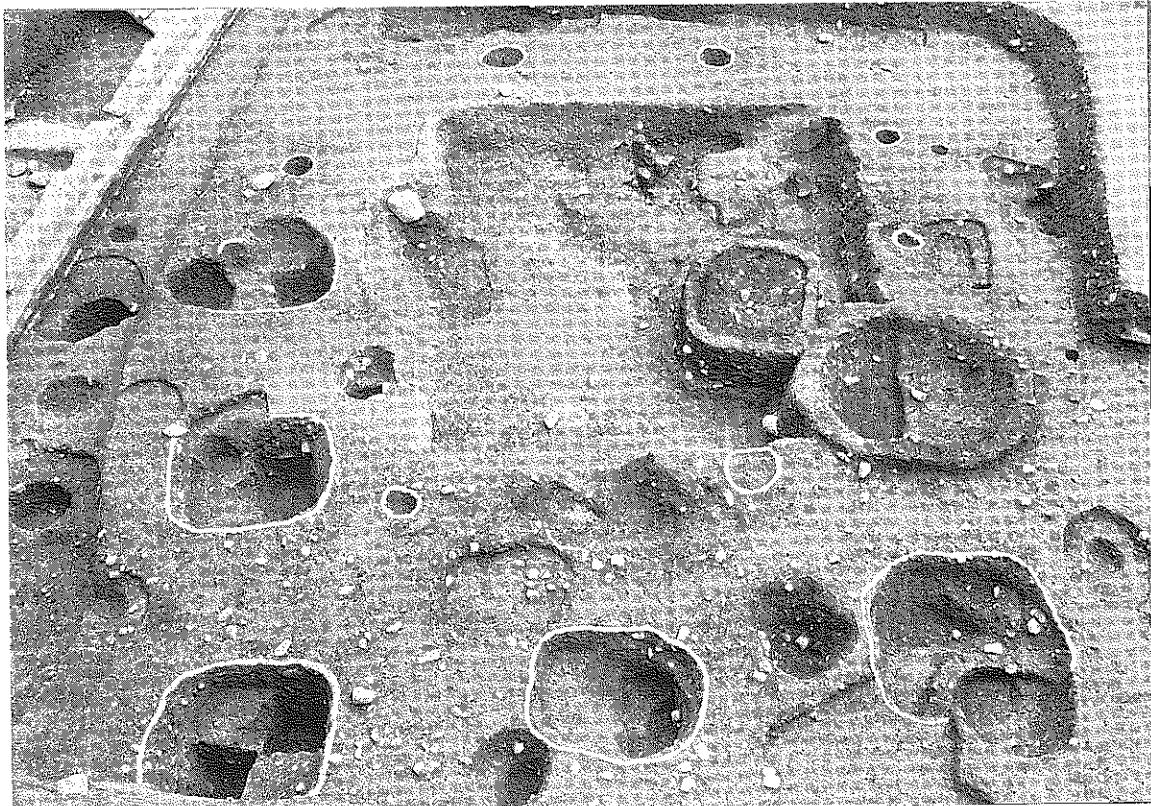
不明遺構SX57 豊穴住居SB17周囲で検出した杭跡の連なりを当遺構とした。杭跡は豎穴住居を取り囲むように存在するが、埋土が類似するものは豎穴住居東側の4個ほどであり、他のものは深さも含めてやや異なる。これらを全て同一として連ねることが可能であれば、径5mほどの偏多角形に復元できる。時期不明。

掘立柱建物SB58 トレンチ南部で検出した掘立柱建物と想定できる遺構。方形柱掘方2個を検出し、他は調査範囲外もしくは上層遺構面検出範囲に存在すると想定している。

この2個の方形柱掘方をなぜ掘立柱建物の一部と考えたかは、まず第一に柱掘方の規模が掘立柱建物SB56のそれと等しいこと、第二に柱掘方の距離が掘立柱建物SB56の北梁行柱間と等しいこと、第三に方位が掘立柱建物SB56と等しいこと、第四に掘立柱建物SB56西桁行延長線上に柱掘方が存在することによる。

規模・範囲は不明であるが、状況的には掘立柱建物SB56と同規模・同時期の建物と想定している。

溝SD59 旅館基礎掘削による遺構面消失範囲で検出した不定形の溝。埋土の状況から遺構が残存したものとは思われない。無遺物。



第18図 豊穴住居SB17と掘立柱建物SB56（西から）

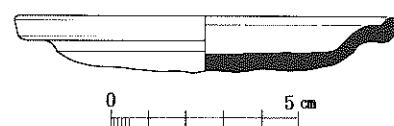
B. 第1トレンチ上層遺構

第1トレンチで検出した上層遺構については、本章冒頭で述べたとおり、来年度に予定される2次調査の成果を待つて詳述することとし、本報告ではその検出状況についてのみ略記しておく。

上層遺構の年代 上層遺構面は、下層遺構が全て廃絶した後に一定の整地が行われ、新たに設定された地表と考えられる。この整地に伴つて盛土が実施されたか否かは確認ができないが、黒褐色系土層中層が盛土の可能性は考えてよい。上層遺構面の年代を知る資料としては、上図に掲げた土師器小皿や瓦がある。土師器小皿は遺構面上から数個体分出土したが、いずれも11世紀中～後葉の年代的特徴を備えたものである。また、瓦は軒瓦を含まないが、いずれも平安後期讃岐産の特色をもつものであり、上層遺構が平安中・後期に機能していたことを示している。

当調査地が平等院の旧境内であることは、今までの調査・研究成果で明白であるため、これら上層遺構が平等院創立期に関するものであることは動かし難い。

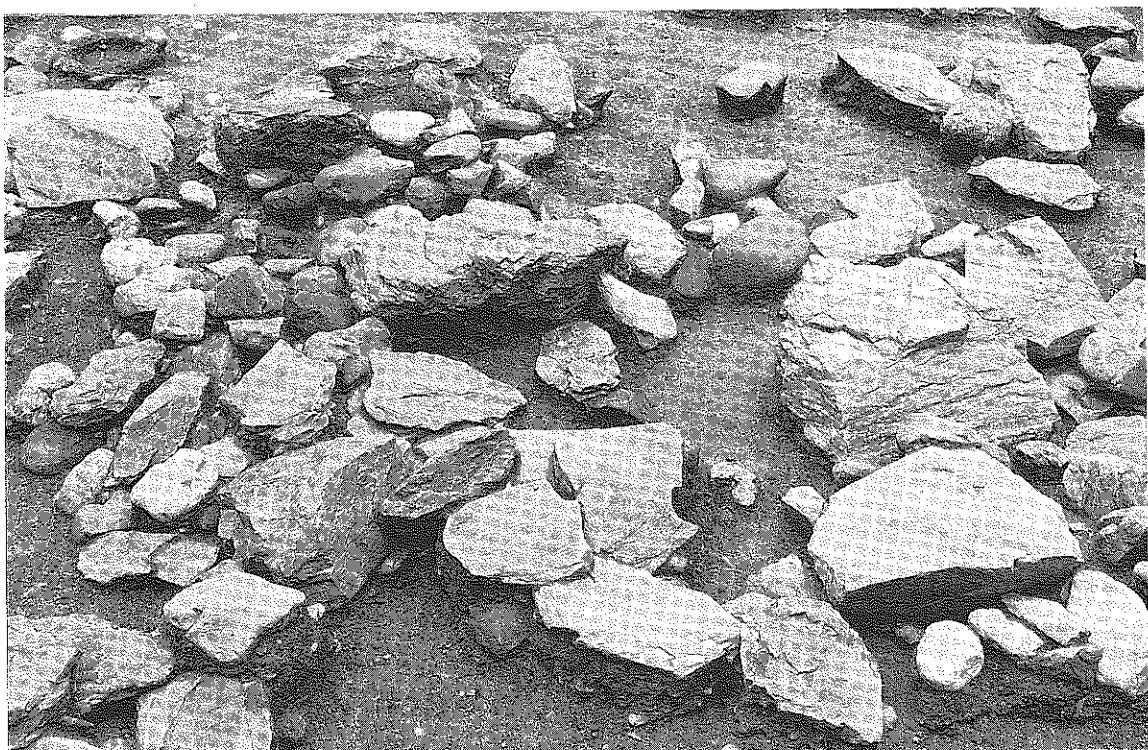
基壇建物SB60 トレンチ南端で検出した建物遺構。建物は大半が南側調査範囲外にあると思われる。遺構は、礫の集中範囲として検出され、その外縁線が概ね直線となり、かつ直



第19図 上層出土土師皿



第20図 第1トレンチ上層遺構（西から）



第21図 基壇建物SB60集石部分（南から）

角に交わるため基壇建物の一部とした。礫の集中は、おそらく、基壇を構築する基礎と思われる。基壇構造は現状では不明。想定される基壇の方位は概ね磁北を示し、鳳凰堂の方位と等しい。遺構の一部を公園の暗渠排水溝で断ち切られている。周囲から平安後期の瓦片が出土した。

最勝院蔵『平等院境内乙図』や淨土院蔵『平等院境内古図』には、ちょうどこの辺りに建物跡の描写が認められ、また、杉山信三氏はここに頼通の娘四条宮寛子が建立した多宝塔を想定している。^⑧

園路SF61 白砂を敷いた平坦な道路状遺構である。側溝などの施設はない。Ⅲ章で説明したように、当初はこの白砂敷きを遺構と判断できず、下層遺構まで掘削を行ったが、基壇建物SB60を確認した時点で上層遺構面の存在を認識したため、上層遺構面調査部分だけの平面検出となった。しかし、東西壁土層には園路SF61の厚さ数センチの白砂層が確認でき、道幅と方向は理解することができた。

東壁土層での園路SF61の幅は6m強であり、西壁土層では北端が旅館基礎で断ち切られているものの、概ね同様な幅に復元可能である。方向は概ね東西方向であり、調査地内では直線的な園路となる。基壇建物SB60に至る園路であろう。

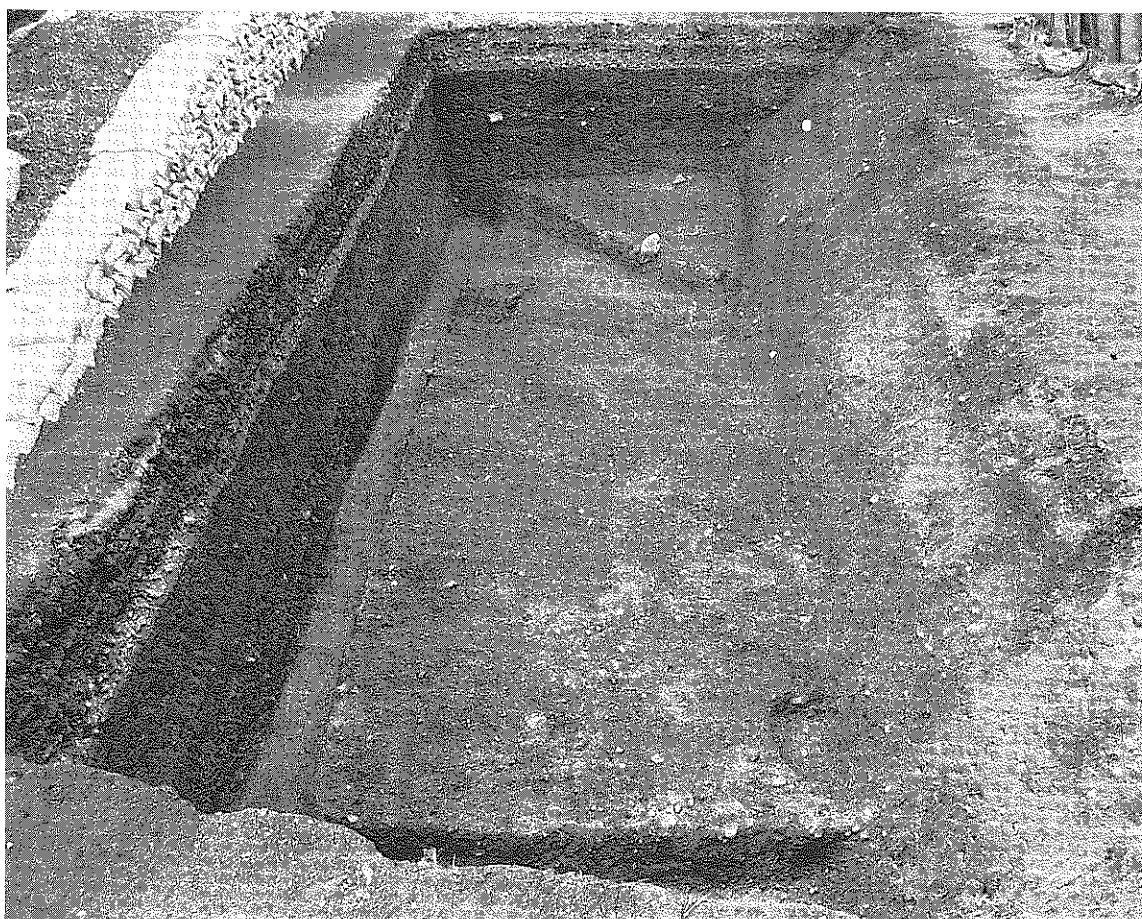
平等院庭境内にはかつて「野路」・「山路」と呼ばれた園路が存在したことが記録に見える。本遺構もこのような園路の一部と考えられる。

C. 第2トレンチ

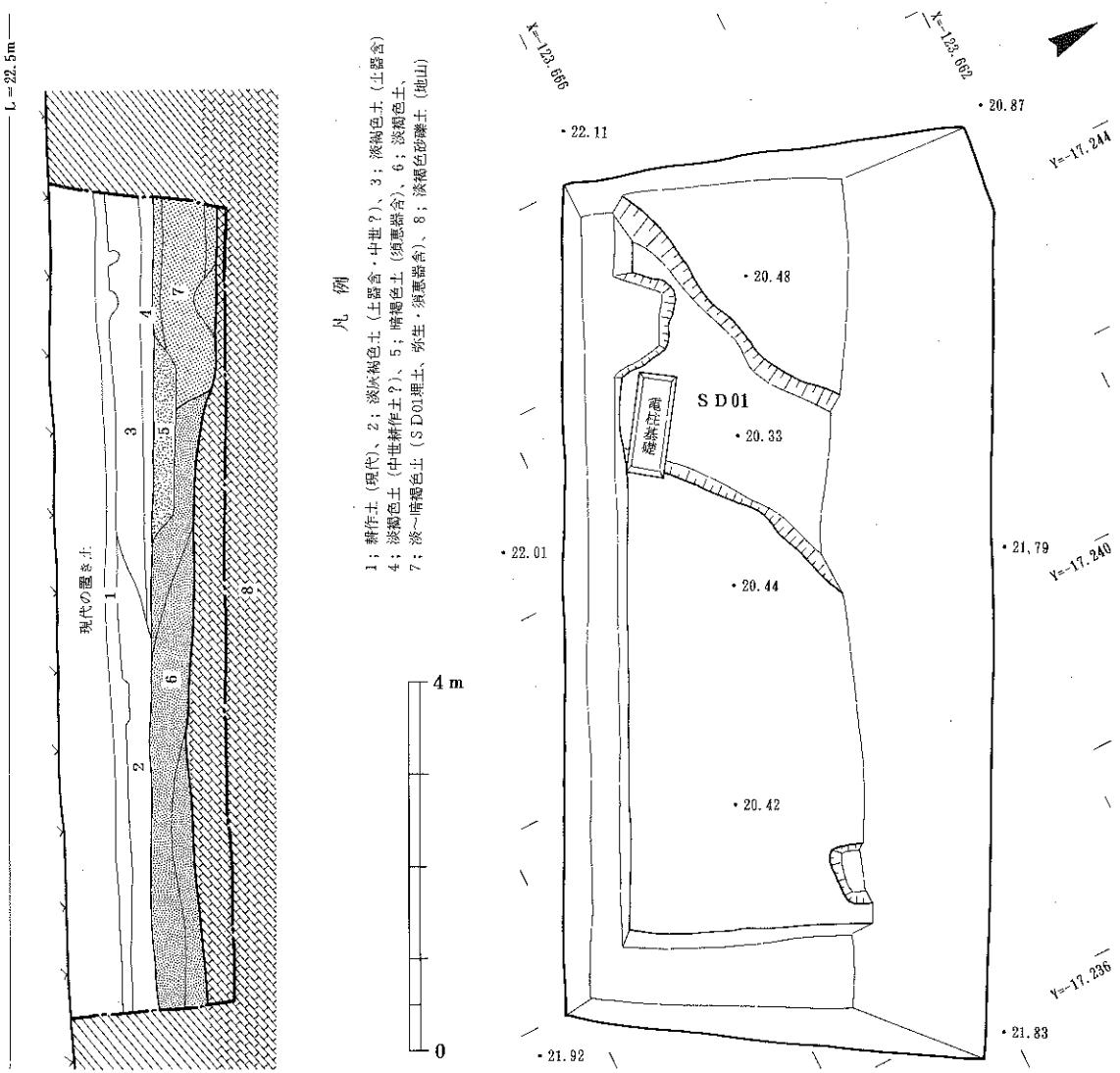
第2トレンチでは調査面積が狭い関係からか、まとまった遺構の検出はなく、また第1トレンチのように上下2面に及ぶ確たる遺構の重複も確認していない。以下に土層の状況と検出した遺構について説明をする。

土層の状況 第2トレンチでの土層堆積状況を南壁で見てみよう。厚く盛られた現代の置き土層下にまず耕作土が認められる。この耕作土は、戦前戦後の早い時期まで第2トレンチ西側の駐車場一帯が水田等に利用されていたことから考えて、同時代の畠のものと考えられる。その下には土器を包含する淡褐色系の土が堆積している。この層中の土器は弥生時代から奈良時代に及ぶ土器を包含しており、包含層として取り上げた土器の大半は当層出土のものである。ただし、この土層はさほど古い時代に形成されたものとは思われず、中世期での盛土と考えている。

その下にまた耕作土が一層かみ、淡褐色土を基盤とした遺構面が現れる。溝SD01などの遺構はこの面から穿たれている。基盤となる淡褐色土中にも土器の細片が含まれるが、量的には極めて少なく、また時期が判別できるものもない。



第22図 第2トレンチ全景（東から）



第23図 第2トレンチ実測図

地山は淡褐色の砂礫土であり、鉄分の沈着が認められる。地山面の標高は20.4mほどであり、第1トレンチでの地山面より1mほど高い。したがって、当調査地付近の旧地形は、ほぼ現状と同じ様に、西へ下降する緩斜面としてよい。

溝SD01 トレンチ西で検出した溝跡。幅150~200cmを測る。埋土は淡褐色から暗淡褐色の土であり、弥生土器・須恵器片を少量含む。水が常時流れていたような土層状況は確認できない。奈良時代か。

本遺構は土層で説明したように、地山上に堆積する淡褐色土上面で検出できるはずであるが、現実には平面輪郭の判別が難しく、調査段階では地山上での検出となつた。このため、包含層として取り上げた遺物のうち、いくらかはこの溝埋土に包含されていたものである可能性がある。

本トレンチでは他に土師器を含む土壙を1箇所検出している。

V. 出土遺物

今回の調査で出土した遺物量は整理箱に約15箱である。種類は土器類・石器類・瓦類であり、土器類が大半を占める。時代的には縄文時代から平安時代にかけてのものであり、古墳時代前期から中期にかけての土師器類が比較的まとまって出土している。

以下、各トレンチごとにその概要の説明を行うこととする。

A. 第1トレンチ出土遺物

第1トレンチの遺物は、おおむね上層遺構・下層遺構内および包含層から出土している遺物に分類できる。上層遺構の平安期遺物については前章でふれたとおり、詳細については予定されている2次調査終了後にあわせて報告するものとしたい。

下層遺構、すなわち塔の川遺跡に関する遺物は、弥生時代後期から奈良時代にかけての土器・石器類である。なかでも、豊穴住居跡SB17に伴う古式土師器類は一括遺物として良好な状態で検出した。以下に遺構ごとの遺物について説明する。

(焼土壙SK01 第27図)

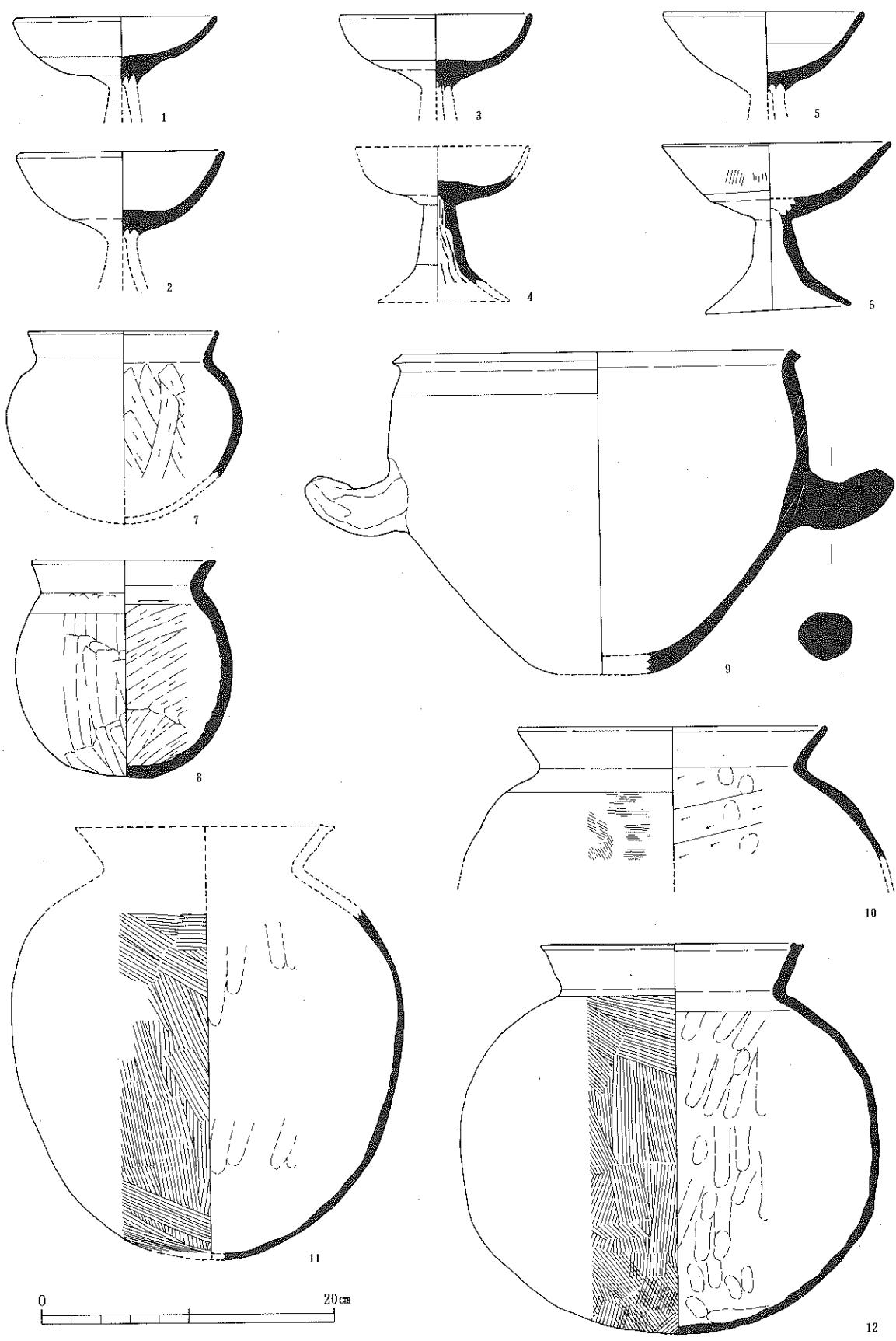
土師器 多数の土師器片が出土しているが、二次的な火を受けて細片化し、器形がわかるものはなかった。

須恵器 18のほかにも大型甕片が一片出土しているが、両者が同一個体かどうかは不明である。18は口縁径が約19cmに復元できる古墳時代後期の甕である。

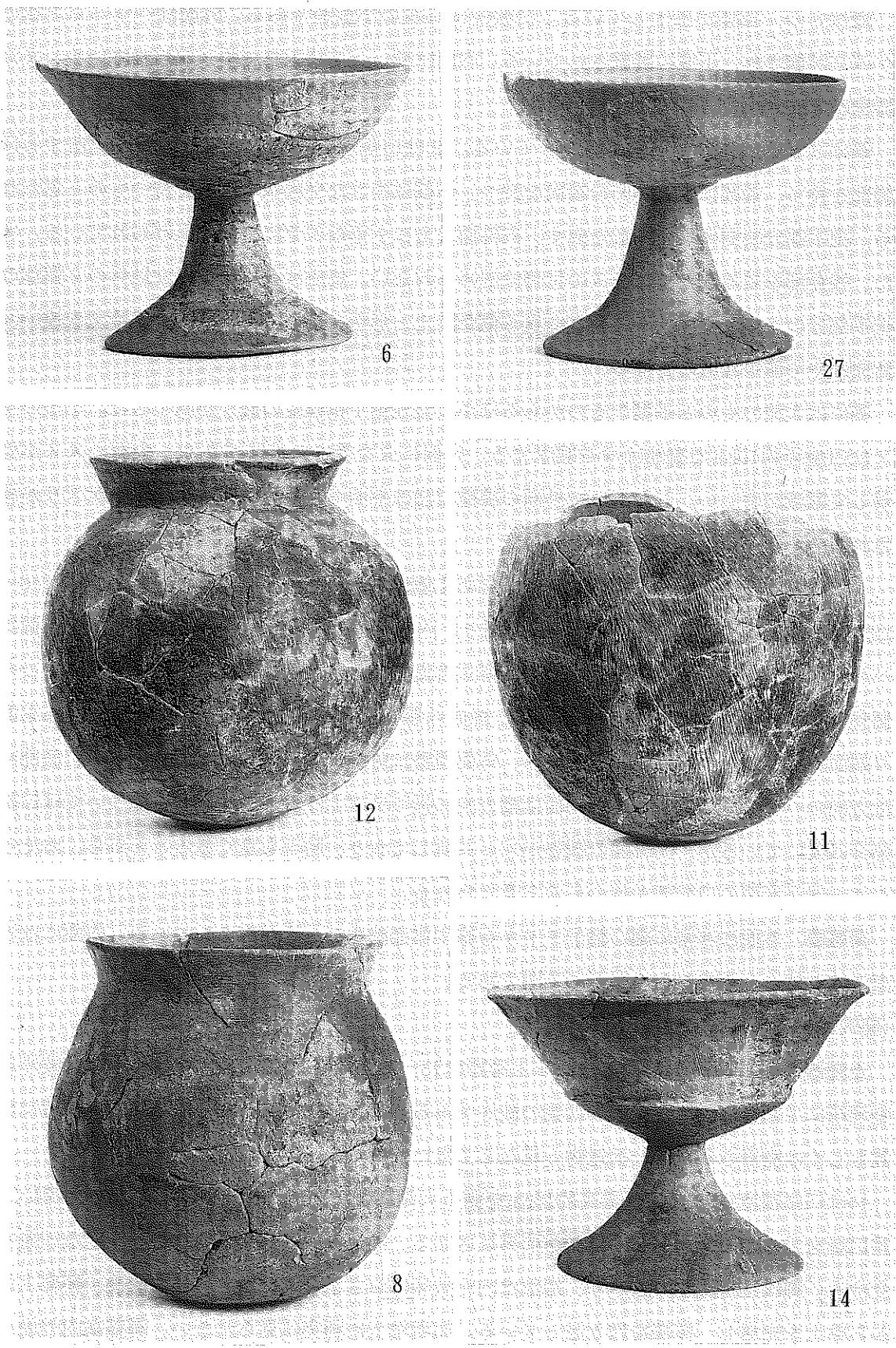
(土壙SK10 第24図)

土師器 土師器の器種には壺・鍋・高杯・甕・椀などがあり、その他に整理箱で一箱程度の破片が出土している。典型的布留式の後の時期に相当し、船橋O^⑨IIの様相に近い。

高杯は1～6を含み全部で14個体出土している。SK10出土の全器種中に占める割合においては突出した量であるが、完全に復元できるものはほとんどない。これらは杯部直径14cm前後の高杯で、杯部の形態には二種類が認められる。ひとつは内湾気味の口縁端部をもつもの(1～4)であり、もうひとつは外反気味の口縁端部をもつもの(5・6)である。4には脚部との接合の際に生じたと考えられる盛り上がりが杯部内面中央に見られる。この2種のどちらにも脚が中空なものと軸部上半が中実のものがあり、後者には杯部と脚部の接合面に刺突状の凹みをもつもの(3・4)がある。いずれも器面最終調整はナデおよび横ナデで、ヘラミガキを持たない。胎土には、およそ2mm以下の砂粒が少量含まれるが、焼成については2がやや悪いものの、全体的に良好である。高杯の成型方法について観察を行ったので、その成果については後述したい。



第24図 土壙SK10出土土器実測図



第25図 下層遺構出土土器写真

壺は8の一個体が出土している。口縁径10cm程の小型壺である。外面はヘラミガキ状のケズリが施され、丁寧に調整されている。内面は細いヘラ状工具で削り取られている。また器壁は8mmを測り非常に厚い。

鍋は9と二個体分の把手が出土している。9は口縁径約27cmで、外側に短く屈曲する口縁部を持ち、端部は中央が凹む端面を持つ。体部は小さな平底状の底部を持つものと思われる。把手部分断面は不整円形を成す。内外面ともに丁寧なナデにより仕上げられている。また、残存部を見る限りではススの付着は認められない。焼成は良い。なお9以外の2個体の把手部分のうち一つは、9と非常に良く似た胎土と形態を持ち、もうひとつは胎土も違い、断面はやや偏平なものとなる。

甕には大型のものと小型のものがあるほか、整理箱1箱程度の破片が出土した。小型の甕7は口縁径約10cmで端部はやや肥厚する。外面に火を受けた痕跡があり、全面にススが付着して摩滅が著しい。したがって外面の調整方法は不明である。内面は粗いヘラケズリが施され凹凸が著しい。焼成はやや悪い。

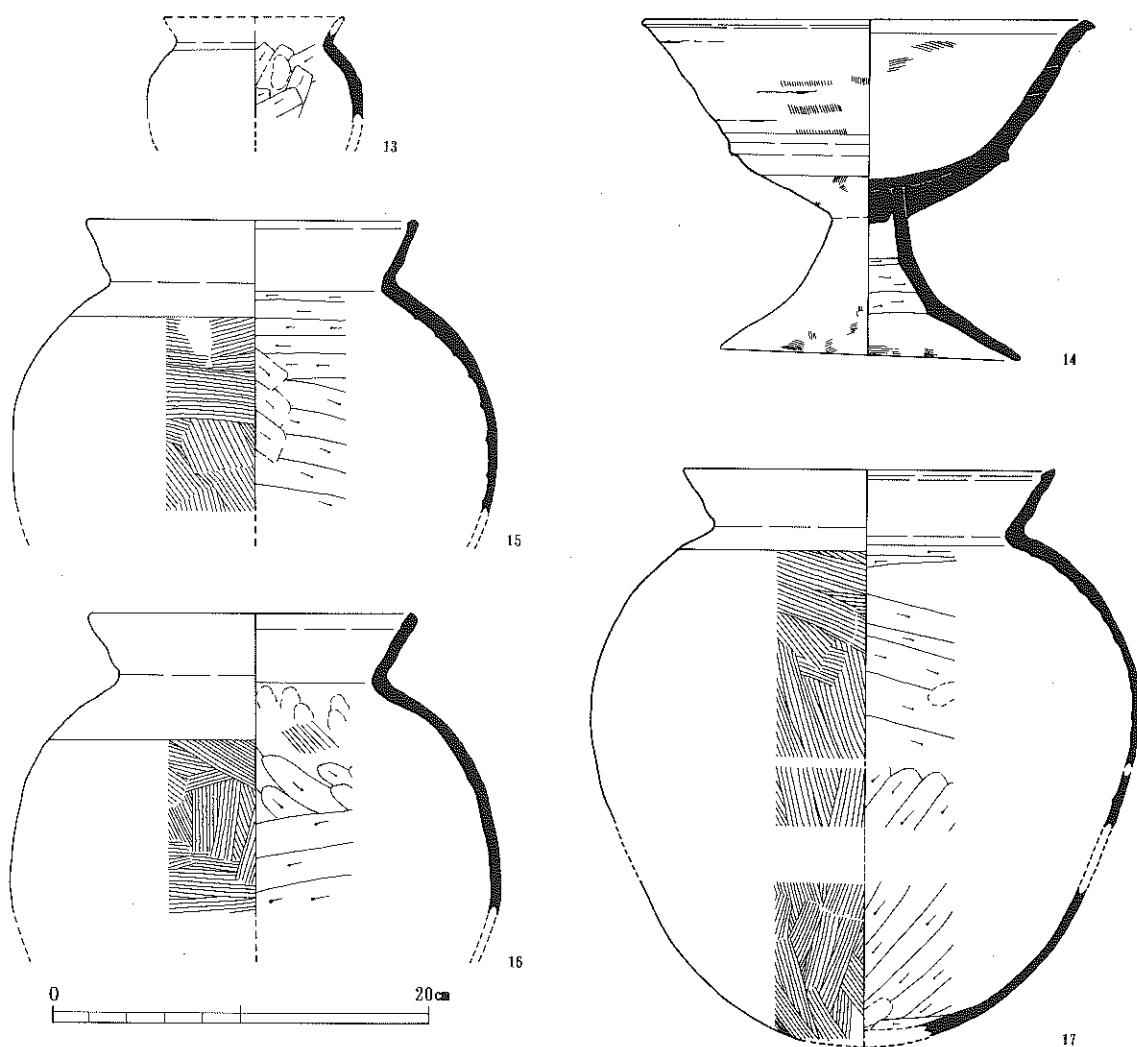
大型の甕はほぼ完形に復元できた12を含め4個体ある。そのうち図化可能な3個体(10~12)を掲載した。10は口縁部直径20cmを測り、内側にやや肥厚した端部を持つ。体部外面はハケ、内面にヘラケズリが施される。布留式古段階の特徴を持つ甕である。混入品か。この個体は明黄褐色を呈し、黒斑を有する。焼成は悪く磨滅著しい。12は口縁部直径17cmを測り端面中央が凹む。球形の体部を持ち、外面調整は肩部ヨコハケ、下半部タテハケ、底部に乱方向のハケが施されている。内面は縦方向に指でナデ上げられている。11については口縁部分は欠いているが、内外面の調整が12と共通しており、胎土も良く似ることから、おそらく12と同じ形態の口縁部を持つものと考えられる。

須恵器 外面に非常に細い格子タタキを施す体部破片が1片が出土している。内面には青海波紋を持つ。小片のため器形は不明である。

(竪穴住居SB17 第26図)

土師器 SB17に伴うと考えられる土師器は13~17の高杯・甕類と、接合できない破片が整理箱に半箱程度であり、大半は甕の破片である。第26図に掲載したものは住居廃絶時に放置もしくは廃棄された、一括遺物と見なして良いものである。

14は口縁部直径約24cm、器高約18cmを測る大型高杯で完形に復元できた。杯部は深い二重口縁を呈し、口縁端部をゆるやかに外反させる。脚部は短脚気味で、やや不安定な印象を受ける。脚は三角錐状に広がり、端部は内弯気味におさまっている。脚部成形後、杯部上面から粘土を充填し、杯部を作り足している。充填粘土に刺突は見られない。調整は内外面とも粗いナデであり、粘土の接合痕・ハケが残る。

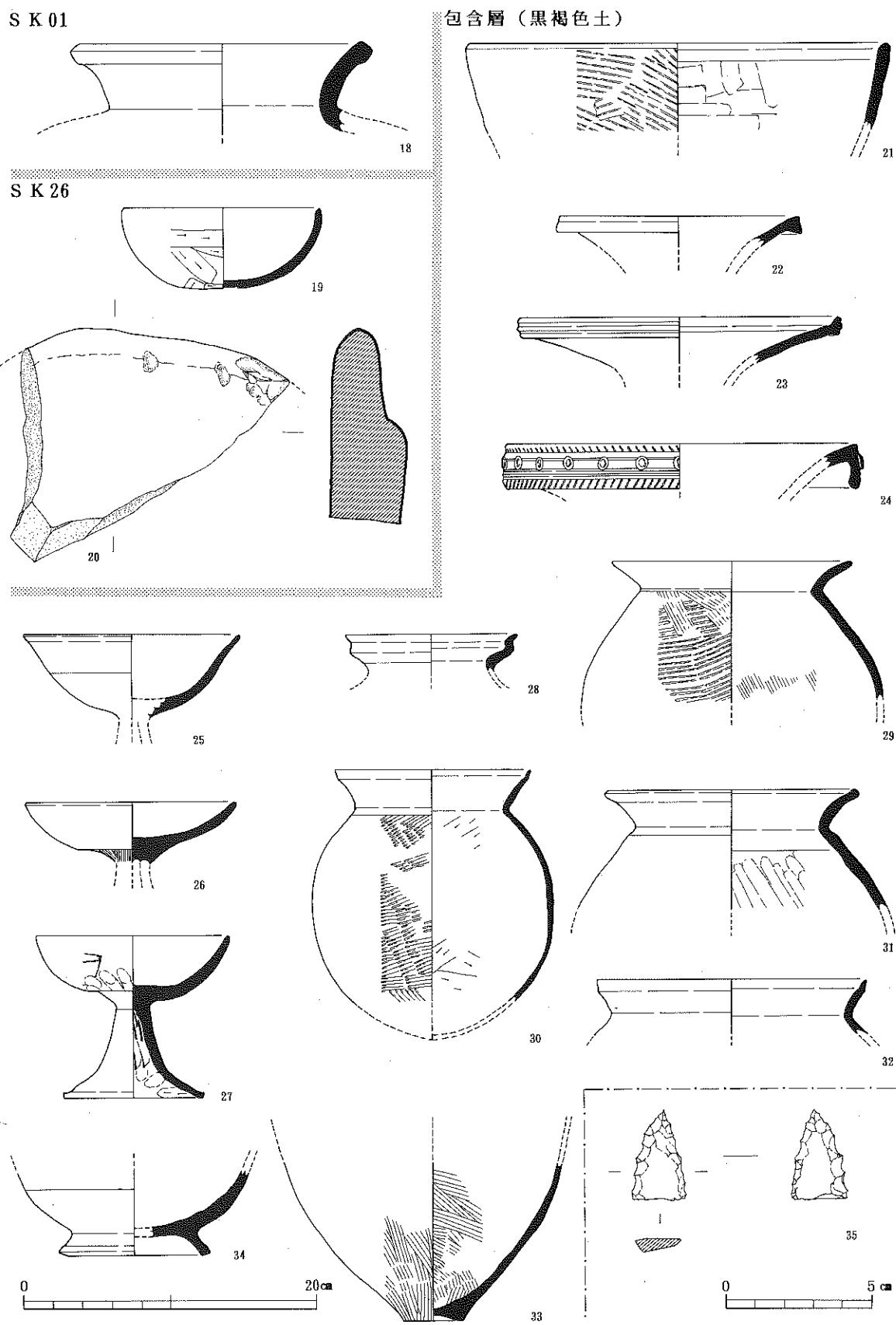


第26図 第1トレンチ豊穴住居SB17床面出土土器実測図

甕には大型のものと小型のものがある。小型甕13は口縁部と下半を欠き、全体像を窺うことはできないが、口縁径は10cm前後になるものと思われる。外面は火を受けており器面の剥落が著しい。内面は乱方向のヘラケズリが施されている。

大型甕は布留式の特徴を持つもので全体を復元できた17と15・16及び破片が多数ある。床面からは弥生時代後期の甕体部片・底部片が出土したが、混入としてよい。

17は口縁径20cm程で器高は30cm程に復元できる。口縁部は内弯気味に立ち上がり、端部は内面に肥厚し内傾する端面を持つ。体部最大径は中央よりやや上にあり、体部外面には肩部に横方向、それ以下には縦方向のハケが施されている。内面は全面ヘラケズリで仕上げられているが、口縁部近くにケズリ残しがある。口縁部付近は右方向に、中央部は左方向、そして底部から中央部にかけて縦方向にケズリ上げられている。内面底部には指頭圧痕が見られる。胎土は淡黄褐色で焼成は良く、完成度が非常に高い印象を受ける。15は17よりも口縁部径がやや小さめであるほか、諸特徴は極めて良く似ている。16は上述の2個体とはやや異



第27図 第1トレンチ遺構・包含層出土遺物実測図

なり、口縁径約17cmで、口縁部は内弯気味に立ち上がり、端部は内面に肥厚しているが、体部最大径は胴部中央付近であると思われる。体部外面には乱方向のハケが施される。内面にはヘラケズリが施されているが、頸部より約4cm下の、外面調整境目付近までしか及ばず、頸部付近にはハケおよび指頭圧痕が残る。前者とは成形手法が異なるものと思われる。これらの甕3個体にはいずれもススの付着が見られる。

床面出土土器は布留式でも新しい要素をもち、船橋OⅠ期に相当するものとしてよい。
(土壌SK26 第27図)

土師器 梗(19)が出土したほか、数片の土師器の破片が出土している。19は内弯気味の口縁端部を持ち、外面にはヘラケズリ、内面はナデが施される。内面から補充粘土で孔を埋めたような痕跡が中央に観察される。SK10併行期か。

石器 石皿(20)が破損した状態で出土している。両平面は平滑である。砂岩製。
(包含層 第27図)

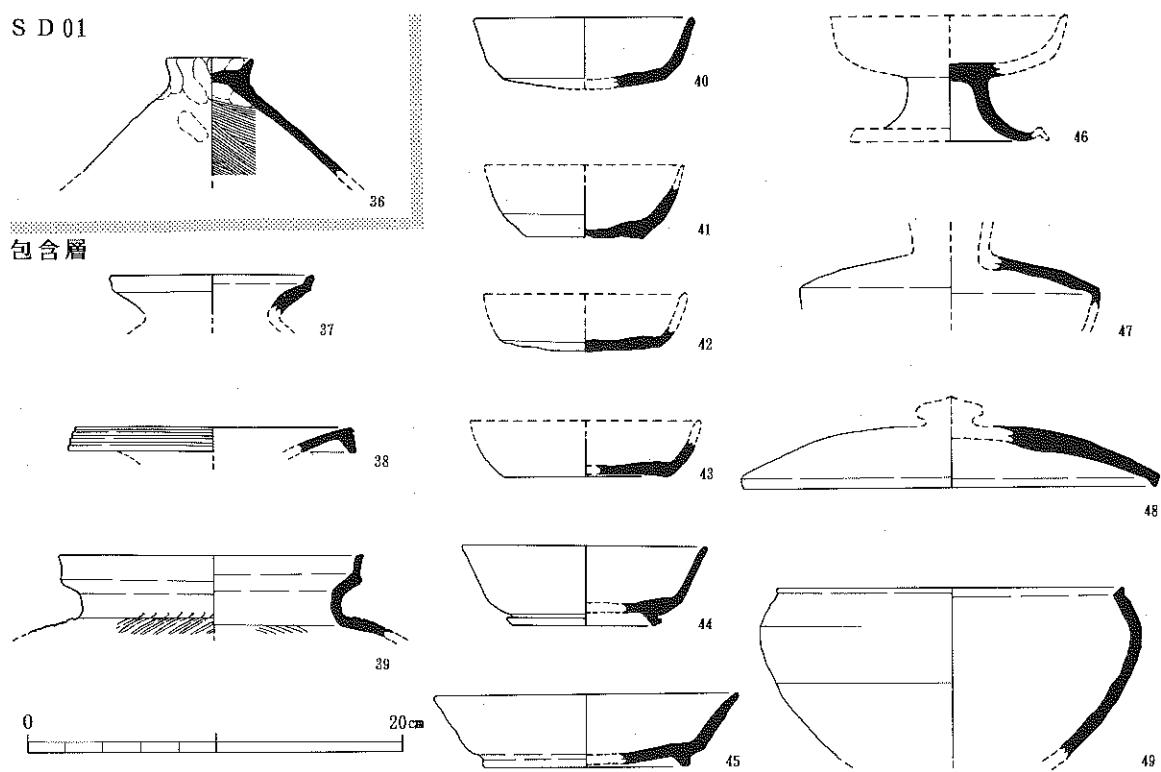
縄文土器 21は、小片で全体は不明であるが、口縁径約29cmの粗製深鉢である。外面調整には二枚貝条痕が見られ、内面は板状の工具によるナデにより、平滑に仕上げられている。縄文時代後期のものと考えられる。

弥生土器 出土した器形には壺・甕類があり、中期中葉から後期に属するものである。出土量は多いが破片が大半であり、全形を窺える個体はない。

22は壺口縁であり、口縁端部を下方に拡張する。端面にはナデによる凹みを持つ。淡黄褐色で焼成は悪い。中期。23は壺口縁であり端部を上方に拡張し、端面に二条の凹線を持つ。赤褐色で、焼成は悪い。中期。24も壺口縁であり端部を下方に大きく拡張し文様を施す。文様は三帯の文様部分に分けられ施文されている。上端には左傾二点、下端には右傾三点の櫛描列点文が等間隔に施され、中間には三条の凹線を施した後、竹管円形浮文を等間隔に付している。胎土は暗褐色を呈し、角閃石を含むため生駒西麓産と考えられる。中期。この他に壺体部破片で櫛描直線文・波状文、ヘラ描斜格子文、竹管文の文様を施すものがある。

甕は口縁部片の他、平底の底部片や、外面にタタキのある体部片が出土している。また底部片には孔を持つものがある。33は甕体部で、凹み平底を呈し、内外面ともハケを施す。中期。28は口縁部径12cmの小型の甕で近江系と思われる。29は直径17cmの「く」字状口縁を持つ甕で、外面にタタキの上から部分的なハケ、内面にわずかにハケが観察される。胎土は黄褐色を呈し焼成は悪い。後期。31も後期の甕口縁部破片である。

土師器 高杯・甕・壺・器台が出土している。
高杯は25~27を含む7個体出土しており、SK10と同時期に属する。杯部の形態は口縁端部が外反するもの(25)と内弯するもの(26・27)に分けられる。内外面ともヘラミガキによ



第28図 建第2トレンチ遺構・包含層出土遺物実測図

る調整はない。

甕は30・32のほかに数個体分の口縁部片と多数の破片がある。30・32は口縁端部をつまみ上げる庄内式の甕である。32は底部を欠くが、口縁径13cm程で、尖り気味の丸底になるものと思われる。頸部は緩やかに屈曲する。体部外面には細かい右上がりのタタキを施し、内面はヘラケズリを施す。器壁は3~4mmと薄い。黄橙褐色を呈し焼成は悪い。本図は破片からの机上復元図である。

須恵器 杯・壺・甕(把手部分)・甕(体部)がある。時期的には古墳時代後期から奈良時代のものであるが、破片化が著しい。34は壺もしくは瓶の底部である。7世紀前半。

石器 平基式打製石鏃(35)が1点出土している。サヌカイト製。

B. 第2トレンチ出土遺物

第2トレンチから出土した遺物は少なく、全部で整理箱1箱程度である。弥生時代から奈良時代までの遺物であり、細片が大半である。

(溝SD01 第28図)

弥生の蓋型土器(36)と土師器・須恵器破片が少数出土している。36のつまみ部分は、粘土をひねり出して作り出しており明瞭な指頭圧痕が残っている。外面にナデ、内面には目の細かいハケが施されている。

(包含層 第28図)

弥生土器・土師器 37～39のほか少量の破片が見受けられる。39は近江系の受口状口縁を持つ甕で、体部外面に粗いタタキを施す。内面はハケ調整を施す。弥生後期。38は弥生中期の壺口縁部破片である。土師器では内面に放射暗文を持つ奈良時代の杯がある。

須恵器 第1トレンチ比べて、第2トレンチ出土遺物中に占める須恵器の出土数が多い。器種には杯・高杯・壺・鉢・瓶・杯蓋がある。奈良時代のものが多い。

40～43は高台を持たない杯であり、44・45は高台の付く杯である。奈良時代。46は7世紀前半の高杯脚部で、別作りの杯部を脚部に接合している。47は奈良時代の瓶肩部片、48は奈良時代の杯蓋である。49は口縁径が約18cmの小型の鉢である。底部を欠くが、おそらく鉄鉢状の尖り底になるものと思われる。奈良時代。

C. 土師器高杯製作手法の観察

ここでは小型高杯の形態と、そこから観察できる製作手法についての結果を報告し、本章の結びにかえたい。

今回の調査では、船橋OⅢ併行期の小型高杯が主にSK10からまとまって出土している。また包含層からも同形式の高杯が出土している。この包含層のものについては、SK10輪郭検出以前に同遺構の遺物を包含層遺物として取り上げた可能性が高く、両者を含めて観察・検討を行うこととした。

ここでいう小型高杯とは、口縁径16cm～14cm、器高が15cm～10cm程と考えられる高杯のことを指す。これらは後述のように杯部の形態に2種類があり型式分類が可能であるが、脚部と杯部が接合し全形が理解できる個体は十数個体中3個体のみと少なく、たとえ型式分類をしても、製作手法との関係が明確にならない難点がある。したがって、ここでは杯部と脚部とを別々に形態・製作手法に関して分類を行い、特に杯部と脚との接合方法での関連性に着目しながら観察をおこなった。

まず、杯部の形態には次の2者がある。

[杯部形態A]：口縁部が内弯するもの。

[杯部形態B]：口縁部が外反気味に開くもの。

杯部形態Aは口縁端部の收め方に着目すると更に次の2種に分けることが可能である。

[杯部形態A-a]：やや尖り気味に丸く收めるもの。

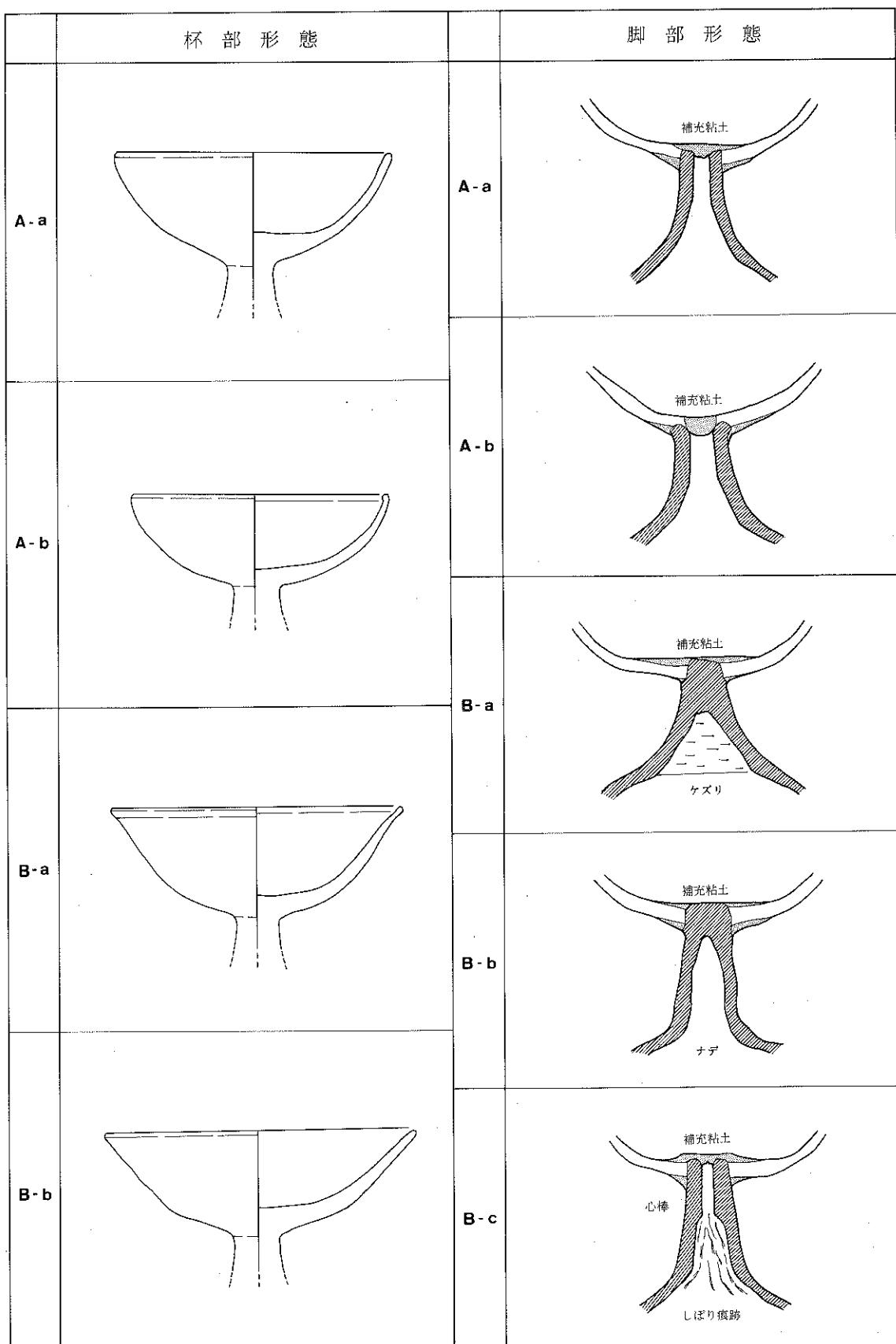
[杯部形態A-b]：口縁端部近くの強いヨコナデにより、肥厚気味の端部となるもの。

数量的にはA-aが多い。

杯部形態B同様に次の2種に分けることが可能である。

[杯部形態B-a]：そのまま真っ直ぐに收めるもの。

[杯部形態B-b]：端部をナデて引き伸ばすことにより、やや外反するもの。



第29図 高杯部分別形態分類図

脚部については、裾部まで残存する個体が少ないので、軸部の形態を中心に以下のように分類を行ないたい。

[脚部形態A]：中空脚。

[脚部形態B]：軸部上半分が中実の半中実脚。

脚部形態Aは技法・頂部の形態により更に2種類に分類できる。いずれも杯部との接合後に粘土塊によりその頂部は塞がれている。

[脚部形態A-a]：脚頂部に端面を持ちおわるもの。軸部内面はナデにより平滑仕上げられている。頂部は平らな粘土により塞がれている。

[脚部形態A-b]：脚頂部が外反するもの。頂部は粘土塊により塞がれている。

脚部形態Bについても同様に3分類できる。

[脚部形態B-a]：軸部内空をケズリにより広げたもの。

[脚部形態B-b]：ナデにより内面を平滑に仕上げたもの。

[脚部形態B-c]：心棒を使用して軸部を作ったもの。内面上半に心棒痕跡が残り下半に絞り痕を残す。

形態別個体数は、A-aが2個体、A-bが1個体、B-aが4個体、B-bが1個体、B-cが1個体である。ただしB-cは杯部に同技法の痕跡を残すものが少なくとも3個体ある。

以上に見てきた杯部と脚部の接合工程については、脚部と杯部が接合した個体の観察から、基本的には、次の工程によるものと考えられる。

- ①、別に作っておいた杯部の底部中央接合孔に脚部を挿入する。
- ②、接合部外面に補充粘土を足し脚部と杯部を固定する。
- ③、杯部内底面に補充粘土を足し平滑に仕上げる。

このような接合工程は、先に分類した杯・脚部の形態別に関わりなく基本的な接合手順であることが観察できる。また脚部形態B-cでの心棒取り外しは、杯部側に残存した痕跡から最終段階で行われているようである。

杯部形態と脚部形態との対応関係は、両者が接合した個体を見る限り、杯部形態A-aと脚部形態B-b、杯部形態B-bと脚部形態A-aが組み合う。杯部と脚部の形態別出土数をみると、杯部形態Aと脚部形態Bが、杯部形態Bと脚部形態Aが近い数のため、基本的には杯部形態と脚部形態は対応しているとして良いだろう。

このようにSK10出土高杯は大きく2型式に分けられると共に、各型式の中でも細分化が可能であることが理解できる。特に中心的型式である内弯杯部(B)に伴う脚部形態Bでの細分3種は技法的に大きく異なるものであり、同一型式にみる技法の多様性として注目できよう。

VII. まとめ

以上、前章までに今回の発掘調査の経過、そして検出した遺構・出土した遺物の内容について報告をした。ここでは、これらの成果を整理して本報告のまとめとする。

A. 遺構の変遷

今回の発掘調査で、特に第1トレンチにおいては弥生時代から奈良時代におよぶ下層遺構と平安期平等院に関する上層遺構が検出され、当地において長期にわたって人々の営みが継続されたことが理解できた。下層遺構については、後述するとおり塔の川遺跡に該当する遺構群である。まず、第1トレンチの遺構を中心に土器様相を踏まえ、当調査地の変遷を垣間見てみたい。ただし、出土した土器の中で最も古く溯るのは縄文期のものであるが、断片資料であるため、ここでは取り扱うことを控える。

下層Ⅰ期 当地での集落（塔の川遺跡）形成が弥生時代中期に溯ることは、今回出土した弥生土器や隣接する平等院庭園内の出土土器^⑩から明らかである。土器の内容を見る限り、中期中葉には一定規模の集落に発展しており、古墳時代初頭の庄内式まで土器型式は継続していることを考えると、この間は安定的に集落が営まれていたと推定できる。

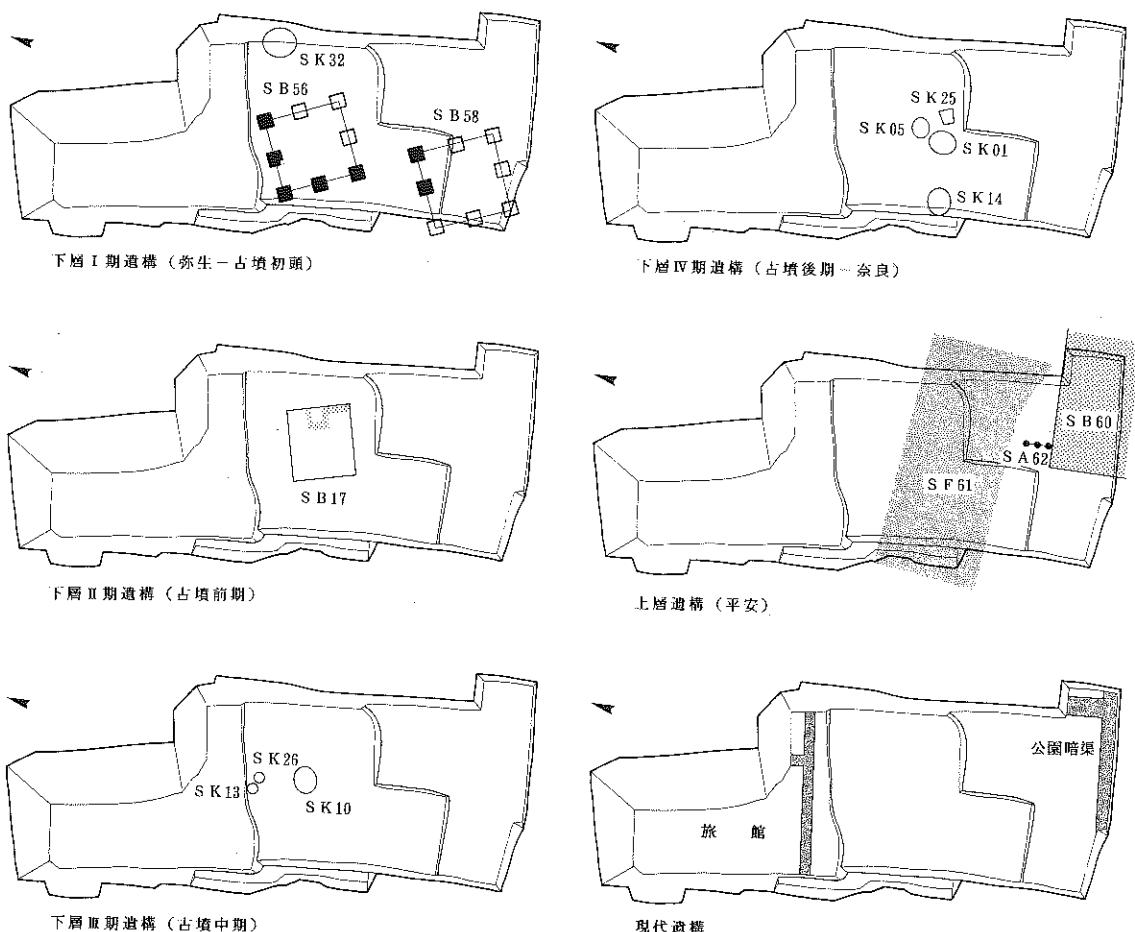
しかし、今回の発掘調査では、遺構からこの期間の内容を具体的に窺うことは無理であり、この遺構変遷では後述の下層Ⅱ期遺構との重複関係において、掘立柱建物SB56・58を下層Ⅰ期遺構の主体として挙げておく。土壙SK32・不明遺構SX57も当期に置いてもよいだろう。

この掘立柱建物群の時期については、古墳時代前期以前であることは遺構の重複から理解できるが、所属時期を限定することが困難である。時期別出土土器量に着目すれば、弥生時代後期に該当するものが目立つ点は注意してよい。

しかし、ここで注目しておかなければならぬことは、弥生時代中期中葉には宇治川岸に集落が形成され、時期は確定できないが倉庫を彷彿とさせる掘立柱建物群が川に面して整然と建てられていることである。平等院庭園の発掘調査に伴っても庭園の造成・改修盛土の中から多くの弥生土器が出土しており、集落規模は決して小さいものではなかったことが類推できる。宇治川渡河点における集落形成初期の在り方を考える中で注目すべき時期である。

下層Ⅱ期 壇穴住居SB17が当期に該当する。壇穴住居床面には布留式期の甕・高杯が残されており、古墳時代前期に比定できる時期である。包含層中にも同期の土器は散見され、平等院庭園内からも同期の土器が出土している。弥生時代に引き続き、当地には集落が形成されている。

壇穴住居SB17で注目したいのはカマドの存在である。通例、カマドを付設した壇穴住居



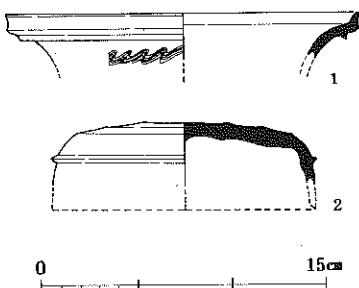
第30図 第1トレンチ遺構変遷図

が一般化するのは古墳時代後期になってからであり、管見の限りでは本例は山城地方におけるカマドの初見例の一つである。また、カマドの構造も一般的なものと異なり、煙道をカマド横壁から建物の壁にそって建物隅に延長しているし、カマド奥壁は竪穴住居の壁と共有している。出現期のカマド構造を窺う好例である。竪穴住居SB17は、カマドの状態から極めて短期間に廃棄されていると見てよい。

また、竪穴住居SB17床面出土の土器は船橋遺跡O I^⑪に併行する時期としてよい。乙訓地域古式土師器編年ではVI期に相当し、同期の遺跡としては南山城地域では木津町の相楽遺跡、^⑫乙訓地域では向日市の鴨田遺跡、長岡京市の馬場遺跡などが挙げられる。^⑬

下層Ⅲ期 土壙SK10・13・26が当期に該当する。調査範囲では当期の建物跡は確認していないが、引き続き集落が形成されていると見てよい。

土壙SK10出土土器は、船橋遺跡O II^⑭器群の様相に概ね近く、古墳時代中期初頭段階に相当しよう。土壙SK10出土土器群の特徴として、同型式の高杯が12個以上含まれ、かつ破片数が多いものの旧状に復元可能なものがほとんどない点が挙げられる。これらの高杯は意識的に破壊され一括投棄された可能性がある。^⑮



第31図 包含層出土須恵器

当期で須恵器が出現している。土壙SK10に須恵器細片^⑯が含まれるほか、包含層から陶邑TK208 相當期の杯・壺口縁（第31図）が少量ではあるが出土している。

下層IV期 遺構としては焼土壙SK01・05・14・25が該当する。下層遺構として層位的に確認できた最も新しい一群である。時期的上限は焼土壙SK01から出土した須恵器甕によって古墳時代後期後半期に求められる。下限は奈良時代

となろう。

これらの浅い焼土壙は、土壙壁の状態から余り強い火力を用いたものではないことが解る。また、埋土の様相から土器などを焼いたものでもないことが解る。状況的には、焚火跡に近い。

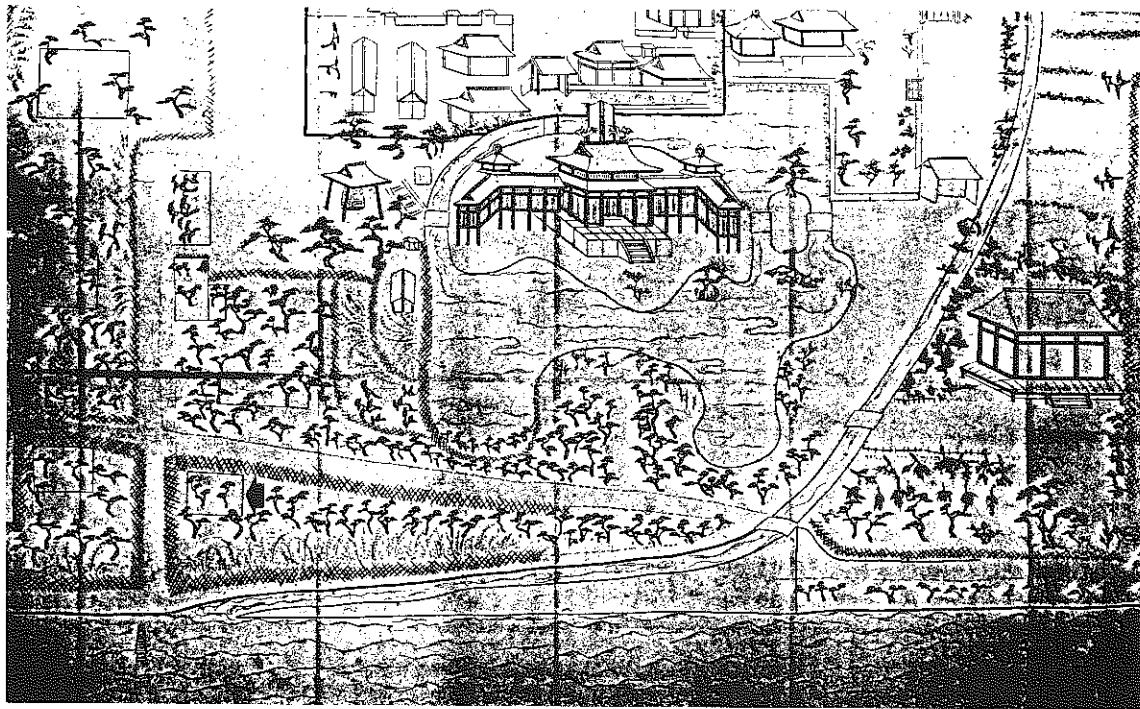
古墳時代後期から奈良時代の土器については、第1トレンチでは余り多くなく、第2トレンチで比較的まとまって出土している。遺構の在り方や土器の出土量を勘案すれば、当期では川岸に近い第1トレンチ部分での土地利用は、前各期に比べて薄らいだといえる。ただし、これは当時期に集落が縮小したという現象を示すものではないことは、平等院庭園内から引き続き同時期の土器が多く出土することから窺える。逆に同時期の土器は、現在の宇治市街地から中世の遺物に混じって広範囲に散見できるようになり、急速に集落が拡大した可能性のほうが強い。

上層期 上層期は下層期と状況が一変する。下層期は出土土器で見る限り奈良時代をその最終としており、下層遺構廃絶後に上層遺構である基壇建物SB60や園路SF61が構築されている。

上層遺構に伴う遺物として特徴的なものは瓦であり、平安後期に比定できるものである。また出土した土師器皿は11世紀中葉から後葉の年代が与えられるものである。これらの上層遺構は、1052年に平等院が創立された以後のものであり、平等院に関係する遺構としてよいものとなる。すなわち調査地は、下層遺構の塔の川集落遺跡が廃絶して後、短い時間の中で平等院境内へと転換しているということとなる。

問題なのは、平等院創立期に上層遺構の時期を求めるのはよいとしても、上層遺構造営直前に下層遺構が廃絶しているのか、下層遺構廃絶の後一定期間経過後に上層遺構が造営されているのかが正確には確認できない点である。出土土器を見る限り後者の可能性が強いようにも思えるが、下層IV期は指摘したとおり調査地の遺構が稀薄になっている段階であり、このような微妙な問題に答え得る資料ではない。

いずれにしろ、調査地が平等院創立期には境内であったことは、調査地の南50m地点で平安期の庭園遺構が検出され、平等院創立期から鎌倉時代にいたる瓦が多量に出土しているこ



第32図 最勝院蔵「平等院境内古図乙図」(一部)

とから明白である。第32図に複写を示した最勝院蔵「平等院境内古図乙図」(江戸期)には、画面左側(南)の宇治川中の浮島十三重石塔に続く道の両側に堂跡の描写があり、矢印で示した部分が今回の発掘調査地点にあたる。本図の信憑性については検討が必要であるが、同時期頃に描かれた淨土院蔵「平等院境内古図」にも概ねこれと同じ場所に堂跡が描かれている。また、本図の鳳凰堂を中心とする諸建物の配置や庭園状況描写は、江戸期の状況を比較的忠実に示しているため、ここに描かれた堂跡は、本図作成時には建物遺構として地表に残されていた可能性は極めて高い。

今回の発掘調査では、基壇建物SB60の検出が一部であるため、その性格特定については2次調査の成果をまつて言及したいが、候補の一つとして康平四年(1061)に頼通の娘で後冷泉皇后となった四条宮寛子が建立した多宝塔の可能性を挙げておきたい。

B. 宇治川渡河点の塔の川遺跡

今回の発掘調査で検出した遺構の変遷について、前節で概観した。ここでは下層遺構の問題について二・三考えてみたい。

塔の川遺跡の発見 平等院境内と重複して弥生時代から奈良時代に至る集落遺跡が存在するらしいことについては、平成3年度から開始された史跡名勝平等院庭園保存整備事業に伴う発掘調査において、庭園の盛土中に当該時期の土器が非常に多く含まれることから予測してきたが、明確な遺構として確認したのは今回が初めてである。

現在、平等院周辺一帯については、平等院のかつての広がりを平等院旧境内遺跡として、

またその周辺に発展した主に中世町屋跡（宇治郷）を宇治市街遺跡として遺跡の有様を把握している。今回確認した塔の川遺跡については、これらの遺跡とは別種のものであり、従来の遺跡名称を採用するのではなく、新たな遺跡名称を与える。時には平等院下層遺跡と仮称してきたこの遺跡を今後は小字を冠して「塔の川遺跡」と呼ぶこととする。

塔の川遺跡の性格 塔の川遺跡の性格を考える中で注目できるのは、弥生時代中期中葉に集落形成がされ、明確な断絶がないまま奈良時代まで継続されている点である。

このように非常に長期にわたって集落が維持されるらしい点は、現在確認されている南山城地域の原始・古代集落遺跡の中でも際立ったものである。

南山城地域の集落遺跡についてはまだ調査例が多いとはいえないが、概ね6世紀末に集落立地に大きな変動があったと指摘されており、古墳時代後期後半期に成立する集落は奈良時代ごろまで継続するものの、それ以前の集落から発展している例はほとんどない。すなわち、弥生・古墳時代中期までの集落は、それ以降へは継続しないのが一般的な動向であるらしい。このような集落動向の在り方は、本市に南接する城陽市（久世郡域）で顕著に認められるが、宇治市域の他の集落についても、基本的には同様な傾向を持つものとみられる。

以上の点を踏まえるならば、塔の川遺跡が長期にわたって継続し得た要因を考慮する必要がある。この点については、現在のところ地理的特性、すなわち宇治川に面した、しかもその渡河点に形成されている点を大きく評価するのが最も妥当と考えている。

Ⅱ章でふれたとおり、平等院周辺は、古くは宇治の渡しとして、また7世紀後半以降は宇治橋による渡河点として現在まで陸上交通の要衝であり、さらに近世までは宇治川や巨椋池を利用した水上交通との結接点としても賑わってきた。

宇治市街地が広がる宇治川左岸において、奈良以前の遺跡が集中するのは、現在の知見の中では塔の川遺跡を中心とする部分しかなく、塔の川遺跡をこの地理的特性の中で形成された渡河点集落として把握し、その特性が集落の長期形成に有効に作用したと理解したい。

平安遷都以降、宇治川左岸部は貴族の別業の地として新たな特性が付与され、それを核として町屋が形成され現在の宇治市街へと変遷を続けるが、この中においてもこの地が渡河点として重要視され続けたのは記録から明らかであり、渡河点という地理的特性は古来より一環して宇治を規定し続ける基層であった。その意味において、塔の川遺跡はその特性を最も端的に示す遺跡として重要な位置を占めると考える。

C. 渡河点集落から平等院へ

遺構の変遷でみたとおり、下層遺構である塔の川遺跡廃絶後に上層遺構である平等院関係遺跡が構築されている。今回検出した基壇建物が既になくなつた平等院諸堂塔の中で一体何に当たるのかは、2次調査の成果に期待するしかないが、平等院創立期においては調査地は

平等院境内として利用されていたことは確かであり、この建物が平等院諸堂塔の中でも比較的重要なものであったであろうことは、鳳凰堂や本堂とならんで宇治川に面する景観上重要な場所に位置していることから窺える。

今回の発掘調査の中で、下層遺構から上層遺構への転換を考えるときに重要な問題は、既に指摘したとおり下層遺構の正確な廃絶時期である。調査地部分、すなわち平等院旧境内部分において、奈良時代を最後として確実に塔の川遺跡が廃絶し、平安時代を向かえているのか、また調査では検出できなかったものの上層遺構造営期(平等院創立期)である平安時代中期まで継続しているのかである。この点にこだわりたいのは、平等院の前身として平安前期以降当地に別業が存在していたからである。平等院創立前史についてはⅡ章で触れているためここでは詳述を避けるが、奈良時代以降上層遺構構築までのどの時期に下層遺構である塔の川遺跡が当部分において廃絶したのかは、この前身別業との関係の中で大きな問題となる。

道長以前の別業が概ね平等院と重複していることは、平等院境内から出土する平安前期の瓦(第33図)^㉙の存在から推測できるが、その規模や範囲については全く解らない。また、道長が長徳四年(998)に宇治別業を入手してから池を整備し、規模が拡大したであろうことは文献から推測できるが、その範囲についても現段階では不明である。

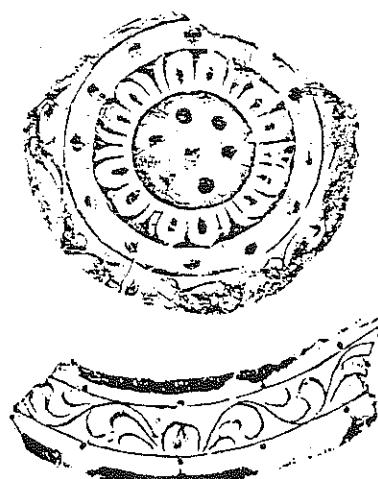
今後、塔の川遺跡と宇治別業・平等院との関係究明は、平安遷都に伴って宇治に新たな要素が付加された時の変化を考える上で重要な視点となるものと推察する。

D. おわりに

以上、今回の発掘調査で得られた資料を整理しながら、特に下層遺構を中心に考えられる問題について二・三触れた。

塔の川遺跡については、今後、周辺の開発に関して平等院旧境内遺跡とともに十分な注意を払って行きたい。また、上層遺構の実態解明については、来年度に予定される2次調査の中で取り組み、本発掘調査の契機である京都府立宇治公園の都市公園施設整備に関して、当該地の歴史性を反映した新たな公園として整備できるよう基礎資料を提供してゆきたいと考えている。

最後に、当事業を直接担当された京都府宇治土木事務所道路計画課、調査についてご指導いただいた京都府教育委員会文化財保護課、そして調査・整理作業時にご教示・ご協力いただいた多くの方々に感謝を申し上げ本報告のむすびとしたい。



第33図 平等院出土瓦

(註)

- 1 宇治市教育委員会『乙方遺跡－発掘調査成果資料一』、平成4年。報告書準備中。
- 2 宇治市教育委員会『宇治二子山古墳発掘調査報告』(宇治市文化財調査報告書第2冊) 平成3年。
- 3 宇治市教育委員会『大鳳寺跡発掘調査報告』(宇治市文化財調査報告書第1冊) 昭和62年。
- 4 宇治市教育委員会「岡本廃寺・岡本遺跡発掘調査概要」『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』第10集 昭和62年。
- 5 宇治市教育委員会『隼上り瓦窯跡発掘調査概報』(宇治市埋蔵文化財発掘調査概報第3集) 昭和58年。
- 6 宇治市教育委員会「池山瓦窯跡灰原想定地発掘調査概要」『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』第17集、平成3年。
- 7 宗教法人平等院『平等院庭園発掘調査概要報告』Ⅱ、平成5年。
- 8 杉山信三「平等院の院家」『院家建築の研究』、昭和56年。
- 9 平安学園考古学クラブ『船橋I・II』、昭和37年。
- 10 宗教法人平等院『平等院阿弥陀堂中島発掘調査報告』、平成3年。
宗教法人平等院『平等院庭園発掘調査概要報告』、平成4年。
宗教法人平等院『平等院庭園発掘調査概要報告』Ⅱ、前掲。
- 11 平安学園考古学クラブ『船橋I・II』、前掲。
- 12 中塚 良「乙訓地域における古式土師器の様相」『長岡京古文化論叢』、昭和61年。
- 13 木津町教育委員会「相楽遺跡」『木津町埋蔵文化財調査報告書』第1集、昭和54年。
- 14 向日市教育委員会『長岡京跡第106次(7ANFTB-3地区)発掘調査概報』、昭和60年。
- 15 長岡京市埋蔵文化財センター「長岡京跡左京第108次(7ANLHK-2地区)調査概要」『長岡京市埋蔵文化財調査報告書』第2集、昭和60年。
- 16 平安学園考古学クラブ『船橋I・II』、前掲。
- 17 平安学園考古学クラブ『陶邑古窯址群I』、昭和41年。
- 18 宇治市教育委員会『平等院旧境内遺跡発掘調査概報』(宇治市埋蔵文化財発掘調査概報第22集)、平成5年。
- 19 近藤義行「南山城の古代集落」『平安京歴史研究－杉山信三先生米寿記念論集－』平成5年。
- 20 杉本 宏「平等院古瓦の新相－河内系軒瓦の様相・年代・背景－」『平安京歴史研究－杉山信三先生米寿記念論集－』平成5年。

付 論

宇治橋架橋位置変更と宇治街区の成立

1. はじめに

宇治橋は、鎌倉時代に編纂された『拾芥抄』に瀬田川の勢多橋・淀川の山崎橋と共に大橋として記載され、平安期には口遊の中で既に三橋の一つに数えられているなど、古くから著名な橋である。架橋年次は、宇治橋東詰の橋寺放生院にある造橋の由来を記した「宇治橋断碑」（重要文化財）に大化二年（646）とあることから、造橋年が明らかなか我が国最古の橋として知る人も多い。

本文では、宇治橋をめぐる様々な問題のうち、当初の架橋位置は現在より上流であることを指摘し、なぜ変更されたかその理由を考えたい。そして架橋位置変更を契機として宇治に藤原氏の別業を中心とする街区が成立した背景にもふれてみたい。以後、当初の宇治橋を「古宇治橋」と呼び、宇治に形成された街区を「宇治街区」と呼ぶこととする。

2. 宇治橋断碑

宇治橋のはじまりについては、前述したとおり橋寺にある「宇治橋断碑」銘によって大化二年の架橋が一般的な認識となっている。

この石碑は、高さ146cmほどの石英斑岩製のもので、一行32字の文字が三行にわたって刻まれている。ただし、原碑文は第34図に示した上9字分の計27字であり、他は『歴代帝王編年集成』に収録されている銘文に基づいて補刻されている。碑が「宇治橋断碑」と通称されるのは、このように原碑が断片であることによる。

宇治橋断碑発見の経過については、碑の裏文に刻まれているものを始め、『見聞雑記』や『古京遺文』・『金石記』などの江戸期の書籍に収録されている。碑の裏文では、寛政三年（1791）に放生院のまがきの横を掘ったところ碑が発見されたと記すのに対し、『見聞雑記』では、寛政元年に放生院の納屋礎石として発見され、残りの碑は宇治川中にあったが行方知れずになったと記している。納屋礎石として発見されたことに関しては『古京遺文』も寺僧からの伝聞として載せている。各書に若干の差異はあるが、断碑は寛政年間に偶然放生院境内から発見されたことに変わりはない。

この碑がいつの時代に破壊されたかは不明だが、平安末期



第34図 宇治橋断碑拓本

から鎌倉後期には現存していたことは、次の記録から推測できる。

『扶桑略記』大化二年条には、「件橋北岸石銘」として碑文の一説を引用している。『扶桑略記』は平安末期に皇円が著わしたもので、この時に碑は現存していたものと見てよい。また、宇治橋断碑の補刻の基となった『歴代帝王編年集成』は、後伏見天皇（在位1298－1301）までの歴代天皇の事跡を編年体で記したものであり、前文として「二年丙午。元興寺道登。道昭。奉勅始造宇治川橋。石上銘」と述べ、続いて全碑文を収録している。

さて、次ぎに現在の碑文を示す。

浼浼橫流 其疾如箭 修修征人 停騎成市 欲赴重深 人馬亡命 徒古至今 莫知杭竿
世有釋子 名日道登 出自山尻 惠滿之家 大化二年 丙午之歲 構立此橋 濟度人畜
即因微善 爰發大願 結因此橋 成果彼岸 法界衆生 普同此願 夢裏空中 導其苦縁

既に述べたとおり、各行冒頭9字が原碑文である。以下は『歴代帝王編年集成』収録碑文を基に補刻したものである。修飾が強い文であるが、大化二年に宇治橋が構築されたことが道登の事跡として述べられている。道登は『日本書紀』大化元年条に十師の一人としてみえる実在の人物である。

宇治橋が大化二年の架橋とする通説は、断碑の書風が六朝時代の風が濃厚であるという指摘^①が大きい。ただし、書体に関しても、ただ六朝風というだけでこの碑を大化まで溯らせることに対する疑問が出されており、「大化」という年号が当時使用されていたか否かと関連して、8世紀まで引き上げるべきだという意見が出されている。^②^③

3. 宇治橋の創建時期

宇治橋の造立者に関して、碑文の道登とは違う有力な別伝があることは、古くより指摘されている。元興寺僧道昭（道照）による架橋である。『続日本紀』文武四年の道照伝によれば宇治橋は「和尚之所創造者也」となっている。先の『歴代帝王編年集成』碑文引用の前文は、これを踏まえてのものといえる。

道昭（道照）はこの伝記によれば、舒明元年（629）に船史惠釈の子として生まれた。白雉四年（653）に留学僧として入唐し三藏に師事している。齊明七年（661）に帰国したと考えられ、物化したのは文武四年（700）のことである。火葬にふされている。道昭は帰国後諸国を周遊し、井戸を掘り、津に船を儲け、渡しに橋を架けたとされる。その橋の一つが宇治橋だという。

ただし、宇治橋断碑の道登が道昭の誤りだとすると、大化二年では道昭は17才に過ぎず、とてもそのような事業を遂行できる立場にはなかったことは、既に指摘されているとおりだろう。道昭が宇治橋を架けたとする『続日本紀』道照伝が史実ならば、橋は道昭の帰朝後、すなわち齊明七年（661）以後の架橋としなければならない。

宇治橋架橋が断碑のいう大化二年の道登によるものか、また『続日本紀』が記載する道昭によるものか、ここでは答える用意はないが、宇治川への架橋という大事業がなぜ実施されたかという背景として、次の点に注目をしたい。

宇治橋の存在を示す最も古い史料が『日本書紀』天武元年（672）五月条にみえる「菟道守橋者」であることは良く知られている。壬申の乱前夜、近江方が「菟道守橋者」に命じて大海人方の私糧運搬を妨害した記事である。この時には確実に宇治橋は存在し、近江方の守橋者が置かれていた。

最近、宇治橋の架橋は、百濟救援軍が白村江で唐・新羅軍に敗戦（663）し、これに伴って近江に都を移した時に国家によって架橋されたとする指摘がされている。^④

遷都時での国家による架橋例は、恭仁京遷都時の『続日本紀』天平十三年（741）「賀世山東河造橋」や翌年の「宮城以南大路西頭、与麿原宮以東之間、令造大橋」記事、また延暦三年（784）長岡京遷都時の「仰阿波、讃岐、伊予三国、令進造山崎橋料材」記事があり、遷都に伴う人・物資の移動に必要な主要道での架橋が行われていたことが理解できる。平安京遷都直後の延暦十六年（797）に宇治橋は文室波多麻呂が派遣されて修理されている。この修理は時期的にみて、遷都時の平安京と南都との交通路整備であったと思われる。

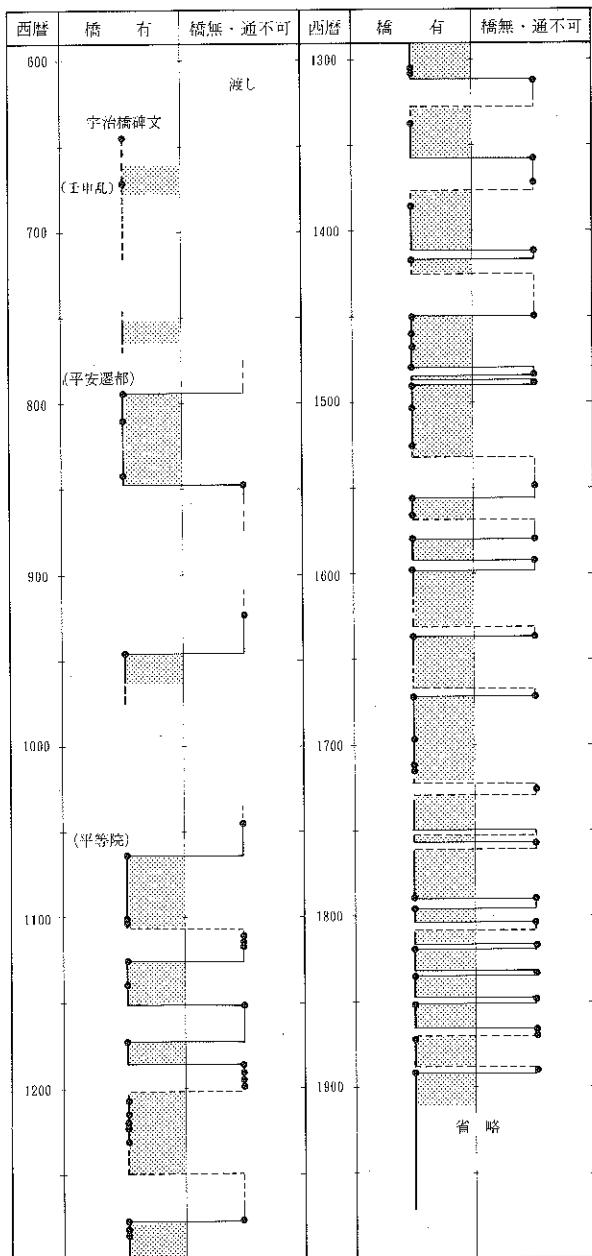
宇治橋が近江京遷都に伴って架橋されたとする意見は、白村江の敗戦に伴う緊張した国内外情勢と近江京遷都の意味を踏まえるならば、架橋背景として説得力がある。

近年、壬申の乱時の決戦地として著名な勢多橋遺構が瀬田川底から発見され衆目を集めた。^⑤ この遺構は韓国慶州の月精橋遺跡と類似するとされ、渡来系の技術者集団の関与が指摘されている。堅牢な大橋造立には、高い技術力が必要であったことは言うまでもない。帰朝後に道昭が多く土木工事を行ったとする『続日本紀』道照伝は、彼が入唐時にこれらの技術を習得したことを示していると考えられる。当時、僧が仏教帰依者の知識を集め井戸や橋を造ったことは、後の行基を代表として記録に散見されるが、道昭帰朝後の社会情勢を考えれば『歴代帝王編年集成』碑文引用の前文に言うように、道昭が近江京遷都に伴い勅を奉り始めて宇治川に橋を造った可能性は高いといえよう。

宇治橋断碑の問題については置くとして、宇治橋が近江京期には存在したであろうことは確実視でき、それは同時期の勢多橋と同様に堅牢な橋であったと推測できる。

4. 宇治橋の変遷

宇治橋は架橋以来、多くの文献に記され、その変遷については一定の理解が可能である。第35図は『宇治市史年表』（昭和58年刊）から宇治橋に関連する事項を抜粋し、それを基に宇治橋が通行可能な時と、流失により渡しになっていたか、破損により渡れないかをドットし、宇治橋の機能状況を推定したものである。



第35図 宇治橋変遷想定図

長承二年(1133)に関白藤原忠通が多宝塔を宇治に建立したことが『中右記』に見えるが、それは「於宇治橋南一町許本僧房中」であった。この本僧房が平等院境内であったか否かは確認できないが、平等院の僧房であることは間違いないと思われ、その場所は宇治橋より南へ一町隔たった場所である。江戸前期まで存在した平等院北大門跡から現在の宇治橋西詰めまでの距離は約170mであり、本僧房が平等院境内とすれば一町以上の距離となるが、この多宝塔の場所がわざわざ「於宇治橋南一町許本僧房中」と記されるのは、他の平等院諸堂塔の供養記事とは異なっており、おそらく平等院境外北側に別に営まれた僧房であったと考えられる。この時の宇治橋は、平等院北大門より北へ一町以上離れた場所に架かっていたことが理解されるのである。

この図を見て気が付くことは、宇治橋は架橋後かなりの回数で破損・流失と改修を繰り返している事実である。12世紀までは記録数が少なくどの程度の改修ないし架け替えが行われ、機能期間がどの程度のものであったか確認することは難しいが、承久元年(1219)の架け替えは大化の架橋以来6度目であると『百練抄』は伝えている。

橋が安定して維持管理されるようになるのは、江戸時代を迎えてからであることは図から明らかであり、それ以前は橋が破損・流失している間は、渡しが長期間行われていたこともある。橋が一度架かれば、継続して存在していたように思いがちであるが、鎌倉・室町時代を通して宇治橋が機能していた期間は、その三分の二程度であろう。

宇治橋が現在の場所で江戸期を通じて架けられていることは、諸種の記録より明らかである。そして、平安後期においてもほぼ同じ場所であったことは、次の記事より推定できる。

長承二年(1133)に関白藤原忠通が多宝塔を宇治に建立したことが『中右記』に見え

このことに関しては前述した『扶桑略記』大化二年条も傍証となりうる。本書が引用する宇治橋断碑はこの時「橋北岸」にあった。現在の宇治橋と宇治橋断碑が発見された橋寺放生院との関係は、この記事と逆になり南岸である。しかし、注目しておきたいのは「岸」という表現である。両者の位置は極めて近いものと見てよい。断碑発見の経過を考えれば、碑の場所は本来現宇治橋の北岸であったか、もしくは橋寺放生院辺りが本来の場所であれば、宇治橋は今より若干上流であったかのどちらかとなる。このいずれとしても、平安後期から末期にかけての宇治橋は、平等院北限より更に一町以上北で架かっていたことには違いない。すなわち、全くの同位置ではなかったとしても、長承二年(1133)段階での宇治橋の架橋位置は概ね現在に近く、平等院より下流であったことは確かであろう。

5. 古宇治橋の架橋位置

以上のように、平安後期の段階での宇治橋は、概ね現在の場所付近であることが理解できた。しかし、本小文がいう「古宇治橋」は、現在の平等院より上流に架かっていた。

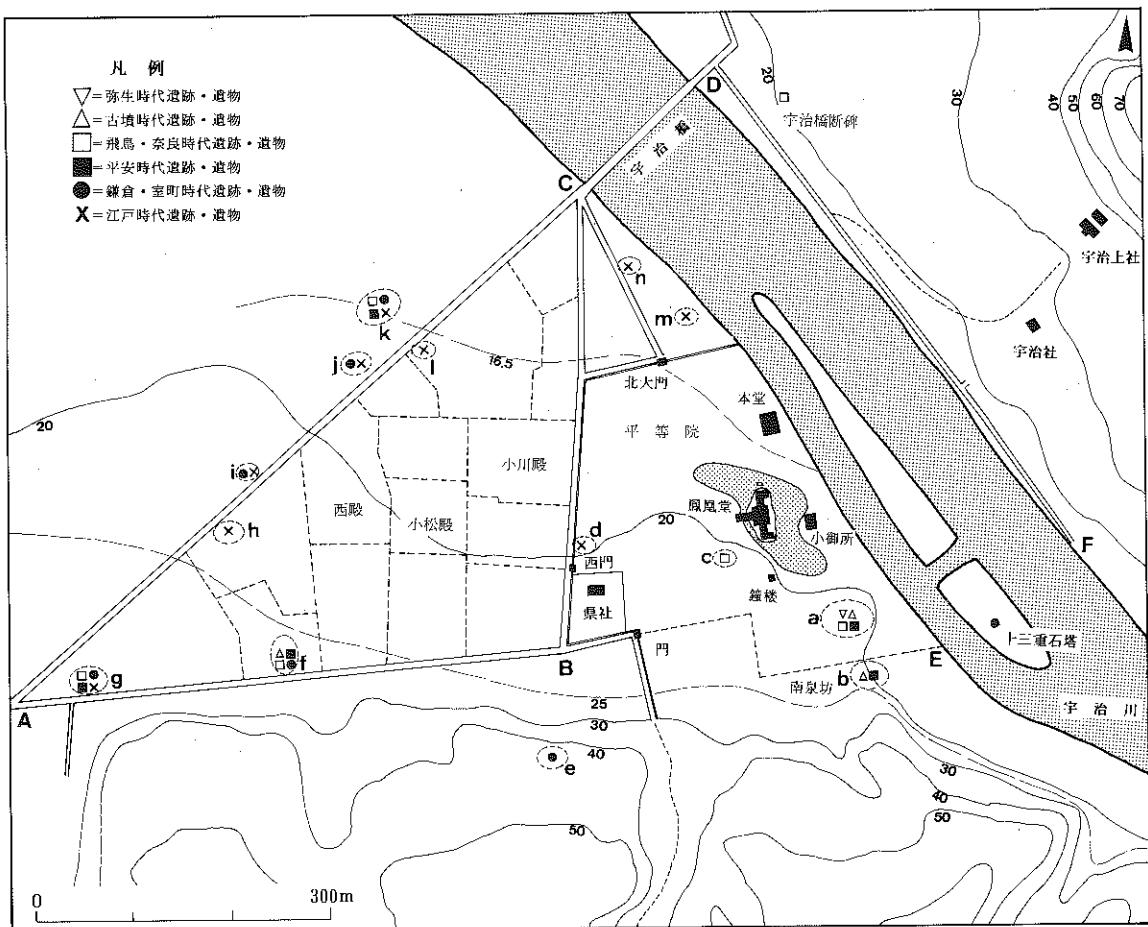
かつての宇治橋が現在の場所より上流に架かっていたという説は、江戸期の『山城名跡志』に「古掛ル所ハ今ノ橋ノ上二町許ニアリ」とみえ、古くより巷間に流布していた。現在では、当初の宇治橋架橋位置は、現位置とはほぼ変わりないとするものと、現位置より上流であると^⑦いうものの二説に分かれており、前者が通説化しているように思える。^⑧

本小文は後者を支持するものであり、その理由を従来の見解を踏まえながら述べてゆくこととする。

第36図は宇治橋付近の地形と古道、そしてかつての平等院の広がり、付近の発掘調査での遺構・遺物の時代別発見状況の概要を示したものである。宇治橋・中洲は現在の状況を示し、平等院境内については、近年の庭園整備に伴う発掘調査成果等から得られた資料を基に一部復元的に描き直した。現在の宇治市街地の中心をなす所、言い換えば久世郡宇治郷の中心は図のA・B・Cの道に挟まれた三角地帯である。A-Bの道筋は「本町通り」、B-Cは「県通り」、A-Cは「宇治橋通り」ないしは「新町通り」と通称されている。

架橋時の宇治橋が現在の場所とさほど違いはないとする意見は、宇治橋東詰のDからさらに北に延びる古道が直線的であり、また、A-Cも地形に逆らって直線的に宇治橋に取り付いており、これらは計画的に施設された古代道とみるからである。A-Cは現在、商店が立ち並ぶ繁華街となっており、江戸期においても茶師の家屋が集中し代官所が建てられるなど宇治郷の中心的道筋であった。この道は「新町通り」と通称されるものの、中世後半期には既に宇治の中心道として家屋が立ち並んでいたらしいことは、「番保」という中世の町割り名称がこの道沿いに現在も「壱番」「弐番」として残っていることから推定されている。^⑨

これに対して宇治橋が上流であったとする意見は、A-Bが南の段丘崖にそって延びる古



第36図 平等院周辺の地形と古道・遺跡

道であり、これを「本町通り」と呼ぶなどA-Cより古く考えられること、またA-B延長線上の宇治川中洲には弘安九年(1286)に建てられた十三重石塔が存在し、宇治橋はこの中洲を利用して架けられていたと見るからである。

後者の意見に補足すると、現在、B-Eをほぼ直線的に結ぶ府道があり、府道はEから宇治川左岸にそって大津へと向かっているが、江戸期にはB-E間に府道と一部重複しながらも道が存在したことは、最勝院蔵『平等院境内古図乙図』や宇治市蔵『宇治郷総絵図』等から確かである。「裏門通り」と呼ばれていたらしい。この道は『平等院境内古図乙図』によれば、破線で示したようにBより県社南をとおり、平等院のおそらく「裏門」をくぐり、鐘楼南地点で屈曲しEに至っている。B-E間は平等院境内であるため、どの程度古い状況を残しているか気にはなるが、A-BはBで北に折れCへと続く道ではなく、本来は地形にそつてEへ至る道であったとしてよい。

宇治川右岸では、江戸期に「馬場通り」と呼ばれたDからFを越えて川沿いに道が通るが、この道が古くよりあったことは、『延喜式』に「宇治社二座」と記載される現在の宇治社・宇治上社が途中に存在することと、『殿暦』長治元年(1104)の四条宮寛子らが平等院の本堂

に付設された釣殿から対岸で行われた馳馬を見学した記事より理解される。宇治川を渡る道筋はA-C-Dの他、かつてA-E-Fが存在したことは確かだろう。

重要文化財に指定される塔の島（浮島）十三重石塔は、建立以来幾度の倒壊・再建を繰り返しており、現在は明治41年に再建されたものであるが、その位置は創建時と余り変化していないとみられる。現宇治橋以北の宇治川は、豊臣秀吉の築堤により大きく姿を変えたが、塔の島辺りは古くより今に至るまで中洲が形成されやすい場所であったようだ。近年発掘された古代勢多橋も現在と同様に中洲を利用しているようであり、中洲利用は効率的な架橋方法として宇治橋も採用した可能性は高い。

6. 道沿いの遺跡状況

さてここに、付近の発掘調査成果を足してもう少し考えてみたい。現在、宇治市街地周辺は、中世町屋跡の宇治市街遺跡と平等院旧境内遺跡として発掘調査が行われている。小規模な発掘調査が多いが回数は20回前後になっており、宇治市街地の歴史的変遷をある程度窺う資料は蓄積されつつある。

この中で、遺構・遺物で遺跡の内容が一定理解できるものを、図中にアルファベット小文字で示した。先に確認した宇治川を渡る二つのルート、A-C-DとA-E-F沿いの遺跡状況について次に概観したい。

A-B-Eの道沿いで注目しておきたいものにa・b・f・gの発掘地点がある。a地点が今回の発掘調査で塔の川遺跡を確認した場所である。Aから東に順番にみてゆこう。

① g地点は、分岐点Aからやや東に行ったところであり本町通り沿いで発掘調査を行っている。ここでは平安後期から室町時代の濃密な遺構群と古道の一部を検出した。遺物としては奈良時代の須恵器や平安後期河内系軒瓦を始め、中世の土器が多量に出土している。遺構として確認できるのは11世紀中葉からであり、15世紀前半まで連綿として続いている。14世紀後半には備前・常滑の大甕を十数個埋置した「ミソ蔵」もしくは「油蔵」が見つかっているが、基本的には宅地として利用されているとみてよい。古道跡は通りにそって宅地より1m以上低い段差として検出された。室



第37図 g 地点調査地上空写真

町期にはこの段差に石垣を設けている。この道跡には火災による層が確認でき、焼け跡整理によって順次道が埋め立てられ、15世紀-16世紀には完全に埋没した状況が理解されている。以上のことからg地点での遺跡の有様は、低い切り通しとも溝状とも思える道にそって、平安後期ないしは奈良時代から室町中葉にかけては住居が並んでいた状況に復元できることとなる。

f地点は、通りから十数メートル奥まった所であり、上層で室町時代の住居遺構、下層で奈良時代の遺構を検出している。下層では支柱を持つカマド残欠が認められるため、古墳後期の集落の存在も予測できる。遺物には11世紀後半の土器や河内系軒瓦が含まれるため、平安後期においてもこの地点が利用されていたことは確かであろう。

今回の調査地点であるa地点については報告中に詳しく述べているとおり、下層で弥生-奈良時代の集落跡、上層で平等院関係遺構を検出している。下層集落である塔の川遺跡廃絶後に平等院が建立されていることは間違いない。

b地点はa地点と府道を挟んだ南側の山裾部であり、平等院南泉坊の庭園遺構と想定される遺水跡や大量の瓦がみつかっている。この庭園遺構は低湿な旧地形を利用しておらず、下層から古墳時代の土器が出土している。

次ぎにA-C-Dぞいの遺跡状況に移ろう。この通り沿いではあまり広い面積の発掘調査^⑭は実施されていないが、i地点では通りにそって14世紀前半の住居跡が、j地点では通りよりやや奥まったところで13世紀前半の石組井戸が見つかっている。^⑮

k地点は通りよりだいぶ奥まった地点であるが、12世紀後半の木組井戸、7-8世紀の土器を含む自然流路が見つかっている。この地点は地下水位も高く湿潤であり、木組井戸が機能していた平安末期においては生活適地とは思われない。中世末から近世初頭に整地されることによって宅地の一部に組み込まれたらしい。

さて、このような現況を積極的にとらえるならば、大略次のようになろう。まず、弥生から奈良時代の遺跡はA-B-E沿いに展開しており、a地点では平等院創立時には集落が廃絶し平等院境内となっている。しかしこの後においてもA-B間のg・f地点では継続して遺跡が確認できる。かわってA-C沿いでは、奈良以前の遺跡は稀薄であり、鎌倉時代以後に通り沿いに遺跡が確認できるようになる。

7. 架橋位置変更の背景

以上の発掘調査データは断片的であり臆するところがないではないが、今後、発掘調査件数が増加する中でも、このような状況は基本的には変わらないものとみている。g地点での古道の様相をみると、Aから渡河点へいたる本来の道筋はBを経てEへ至るものであり、平等院造営によってB-Eが境内に取り込まれA-B-Cの道筋に変更されたと推

測する。A-Cの道筋は遺跡の状況を見る限り、平安末期ないし鎌倉時代に至って新設されたものと想定した方がよい。すなわち、古宇治橋の位置はE-F間であり、平等院造営時に下流の現在付近に移されたと考えられるのである。

『更級日記』によれば、菅原孝標娘は永承元年(1046)に宇治渡しから船で川を渡っており、『醍醐雜事記』によれば康平六年(1063)に宇治橋架け替えが完了している。平等院が創建された永承七年(1052)段階では宇治橋はなく、渡しが行われていた。宇治橋の架橋位置変更には、好都合な状況といわねばならない。

では、なぜ平等院造営に伴って架橋位置の変更が必要であったのか、古宇治橋の存在は平等院にとって何か不都合があるのだろうか、その理由を考えることとしたい。

周知のごとく、平等院は関白頼通が末法初年とされた永承七年に宇治別業を寺としたもので、翌年に鳳凰堂（阿弥陀堂）が完成している。鳳凰堂が、浄土教が説く極楽世界を具現化したものであることは良く知られている。浄土曼荼羅に描かれる宝殿を模した建物様式、宝相華文や螺鈿で装飾された極彩色の内陣、本尊阿弥陀坐像を中心に四周長押壁に配された菩薩達、その有様は当時の人々が思い描いた西方浄土そのものである。そしてこの御堂が浄土式庭園の池中に配され、更に宇治の自然景観とも一体化させることによって疑似的現実になり得る極楽世界を創出している。すなわち鳳凰堂前面を流れる宇治川や対岸の山並は、御堂を莊嚴化し現世に浄土を創出する重要なファクターであることに気付く。

現在の平等院庭園は、阿字池と呼ばれる園池と宇治川の間に堤防が造られ、景観は大きく疎外されているが、創建当初この部分は一面に礫が敷き詰められ、そのまま穏やかに宇治川の岸に至る東に開けた庭園であったことは発掘調査で確かめられている。^⑦宇治川そして対岸の山並は、観念的には平等院境内そのものであったろう。『今鏡』の橋俊綱の名園選考で平等院が取り上げられたのは、まさにこの眺望景観のすばらしさに他ならない。

頼通が創出を意図した平等院の疑似的極楽世界にあって、対岸の絶え間ない人の往来は、それ自体この寺の建立の基盤をなす思想と真向から対立するものであった。ここに渡河点を平等院下流に移す必要性がまずあったと思われる。

平等院に起因する理由としては、もう一点が考えられる。堂塔の建立場所確保である。平等院境内には鳳凰堂建立以後、頼通が没した延久六年(1074)までに多くの堂塔が彼や一門によって建てられていった。記録に残るものを見ると、天喜四年(1056)の法華堂、康平四年(1061)の多宝塔、治暦二年(1066)の五大堂、延久五年(1073)の不動堂があり、記録にはみえないが経蔵、宝蔵、鐘楼、僧坊などもこの時期に整備され、小御所もやや遅れて建てられたらしい。

これらの堂塔の大半は、境内南半分の標高20m以上の台地部に集中して営まれたことは、^⑧

記録やa・b地点の発掘成果からほぼ確かなことといえる。別業から平等院という寺に移行するのに必要な空間確保を別業時代の中心域である園池付近から拡大して行く場合、それを南に広がる台地部に求めざるをえないのは地形から明らかであろう。

この両者が相俟ってB-E間の古くからの道筋が廃止され、宇治橋が平等院より下流に移されたのではないかと考えたい。そして、架橋位置の変更を容易に実施したのは、平等院創建時に古宇治橋が破損もしくは流失していたためであると考える。

頼通や彼の一門にとって平等院が大変重要な位置を占めていたことは、頼通がここを頻繁に利用し「宇治殿関白」と呼ばれたことを始め、経蔵・宝蔵の鍵は氏長者が管理し、代々の藤長者の証しとして引き継がれた文書や朱器台盤とともに次代へ受け渡されたことからも窺い知ることができる。頼通が平等院に求めた「極楽世界の儀」の創出のためには、宇治橋を下流に移す作業が第一歩であったに違いない。

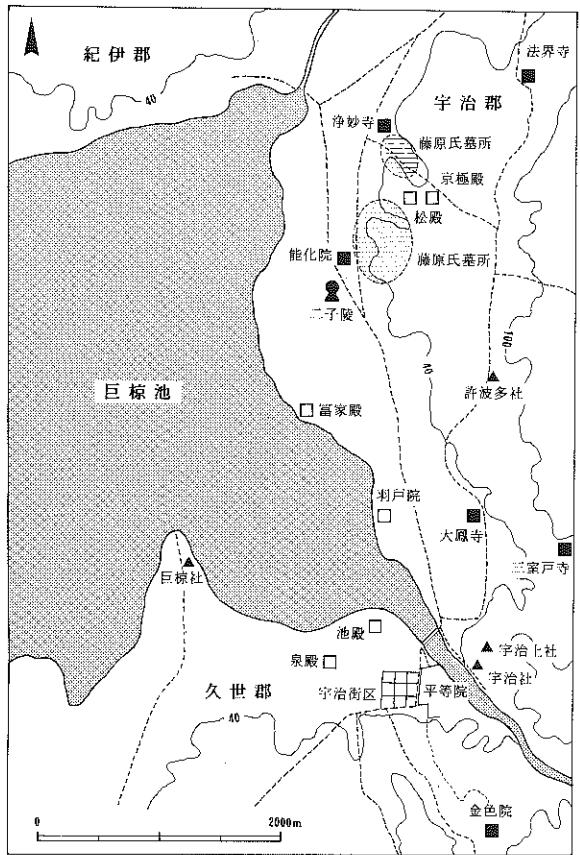
8. 宇治街区の成立

平等院創立に伴い宇治橋は下流の現位置付近に移り、B-Cの道筋が新たに整備されることとなるが、このことが宇治が新たに展開する土壌となつた。

宇治の各所には藤原摶関家の別業が数多く造営されている。11・12世紀の摶関家の別業を列記すれば、道長から頼通に引き継がれ平等院の前身となつた宇治別業、頼通が死去した池殿、寛子が晩年を過ごした泉殿、忠実が大改修を行い北殿とも呼ばれた富家殿、羽戸院、忠実母一条全子の小川殿、忠実から頼長に伝領された小松殿そして西殿などがあり、固有名称か否か不明だが宇治殿も記録に散見される。これら別業群の中で、平等院創立後間もない時期に造営されたと思われるものが池殿・泉殿のようであり、12世紀に入って小川殿・小松殿・西殿などが造営されたものと思われる。別業には御堂を持つものがあったようで、池殿に寛子が建てた法定院御堂、小川殿の勝安樂院御堂、小松殿に忠実が建てた九体阿弥陀堂の成樂院御堂と西御堂が記録から理解できる。

これら別業の位置については現在はつきりしないが、小川殿・小松殿・西殿については平等院の西側に存在していたことが『台記別記』仁平三年(1163)の春日詣行列順路によって推定され、¹⁹池殿・泉殿については、池殿法定院が「巨倉御堂」と呼ばれたことや、泉殿については中世の宇治七名水の一つ「泉殿」の位置から、北方の巨椋池南岸部に推定されている。²⁰富家殿・羽戸院については、地名から宇治川右岸の五ヶ庄から菟道地区であったらしい。

宇治市街地には現在、B-Cに平行ないし直行する道が残っており、一辺100m前後の方形町割りが認められる。この土地区画は、小川殿・小松殿・西殿などの名残であるとされており、先の春日詣記事では別業間の通りを小川大路・成樂院南大路・成樂院東大路と呼んでいる。A-B-Cはいうまでもなく大和大路である。このような整然とした区画や通りの呼



第38図 別業の想定位置

称は、まさに都の縮小版であり、宇治にかけて都市計画が存在し別業が配置されたことを示すものといえる。

ここに造営されたと思われる小川殿・小松殿・西殿は12世紀前半期の別業群であり、平等院建立直後に造営された別業群が平等院から離れて配置されているとの対照的である。B-Cが平等院創建時に新たな宇治橋へ向かう道として整備されていたことは既に述べたが、12世紀に至り、この通りを機軸として平等院西側に整然とした街区整備が実施されたとみられる。すなわち摂関家の小宇宙宇治に、鳥羽や白河に匹敵する平等院を核とする街区が具体的に形成されるのである。

12世紀前半は白河上皇による院政が強固に貫徹された時代であった。道長・頼通の

摂関期と比べれば、藤原摂関家の中央での政治的権力は大きく下降していた。摂関の任免さえ既に摂関家の意のままにならず、院の意向が強く反映されていた。保安元年(1120)十一月に起きた忠実の内覽停止事件は、道長・頼通の時代には起こり得るはずのことであった。摂関家の勢力衰退は、保元の乱(1156)での関白忠通と左大臣頼長の兄弟対決で決定的となるが、それまでの白河院政後半から鳥羽院政において摂関家を支えていたのは彼等の父忠実である。忠実は宇治にいくつかの別業を造営している。その最大なものが富家殿であったらしい。富家殿はもと宇治民部卿藤原忠文の別業であったが、これを忠実が永久三年(1115)に大改修し、大治四年(1129)に焼失するまでよく利用していた。彼が「富家殿」とも呼ばれるのはこの別業に由来する。小川殿・小松殿・西殿がいつ造営されたかは記録にないが、1130年代中頃には存在をしており、忠実はこの頃小松殿を宇治の居所としている。

記録からは、富家殿焼失後に小川殿・小松殿・西殿が造営されていったと読み取ることもできるが、富家殿焼失以前に既に造営が開始されていた可能性も次の点から指摘できる。

平等院は12世紀初頭から前半にかけて忠実により修理が実施されており、鳳凰堂もこの時に河内系軒瓦を使用して瓦葺きに転換している。²³⁾この河内系軒瓦は平等院境内各所で目だつて発見されており、この平等院修理は大規模なものであった可能性が高い。また、河内系軒

瓦は平等院境内ばかりでなく宇治市街遺跡（第39図）からも出土し、平安後期宇治を特徴付ける瓦となっている。この瓦の生産には平等院領の河内玉櫛莊が関与していると推定でき、その生産時期は11世紀後半から12世紀中葉^②と考えられる。宇治市街遺跡から出土している河内系軒瓦は、年代的には12世紀前半代としてよいものである。

これらの瓦は別業を窺わせる遺構に伴うものではないが、明らかに平等院外である地点で出土している点を評価すれば、平等院修理に伴ってその西側に街区が整備され始めたと推定することも可能である。摂関家別業の具体的な内容については、今後の発掘調査成果を待つしかないが、院政が貫徹され衰えゆく摂関家をなんとか支えようとした忠実の時代に、宇治の別業がそれまでとは変わって平等院を核に集中する現象は興味深いものがある。忠実の宇治街区整備は、白河・鳥羽上皇が造営をしていった鳥羽・白河の地を強く意識したものかもしれない。

ただし、宇治街区整備が12世紀前半に大規模に実施されたことは確かだと思われるが、それがこの時に初めて計画されたか否かは検討を要する。池殿の位置が平等院から離れた巨椋池南岸部に推定されていることは述べたが、中世末から近世にかけては平等院西側に「池殿町」という地名が残っていた。また、平等院創建時に整備されたB-Cの通りもA-Bとほぼ直角に南北に設定されている。この点を評価すれば、平等院の造営に伴い宇治橋の架橋位置を変更した時点で既に頼通には青写真が存在していた可能性も否定はできまい。

いずれにしても、平等院創建に伴う宇治橋の架橋位置変更と新道の整備が宇治に空間的広がりを与えたことは確かであり、これに起因して現在まで続く宇治街区が形成されていったと思われる。

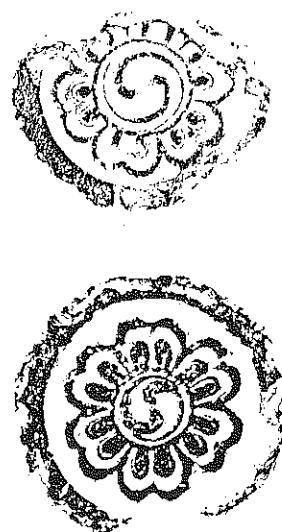
9. おわりに

本小文は、この数年間気にかけていた問題を今回の発掘調査の中で整理したものである。

宇治と交通路との問題はこの地の基層をなすもので、時代を越えて宇治を規定し続けていく。宇治の歴史を大きな時の流れの中に位置付けることと共に、宇治の地理的特性を顕在化させ地域史を再確認するのは、今後さらに必要となろう。

現在宇治川では、激化する「交通戦争」の中で宇治橋下流に「新宇治橋」が架橋されつつある。この新宇治橋は宇治市街地北に先行整備された都市計画道路と繋がり、市街地を縦貫する新たな基幹道路、そして新たな渡河点として未来を目指す。宇治橋の架橋位置変更と新道の整備が宇治に再び空間的広がりを与えようとしている。

(杉 本 宏)



第39図 市街出土河内系

(註)

- 1 安藤更生氏は六朝時代の書風が濃厚とし（『書道全集』第9巻、昭和29年）、堀江知彦氏は隋朝の影響があるとする（『書の日本史』第1巻、昭和50年）。
- 2 米田弥太郎「宇治橋」『京都』359号、昭和56年。
- 3 和田 萃「道昭と宇治橋」『藤井寺市史紀要』第11集、平成2年。
- 4 秋山元秀『宇治橋—歴史と地理のかけはし—』宇治文庫5、平成6年。
- 5 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『唐橋遺跡』（瀬田川浚渫工事関連埋蔵文化財発掘調査報告Ⅱ）、平成4年。
- 6 館野和己「古代国家と勢多橋」『勢多唐橋—橋にみる古代史—』、平成2年。
- 7 足利健亮「交通路の発達」『宇治市史』第1巻、昭和48年。
- 8 林屋辰三郎・藤岡謙二郎「中世の歴史と景観」『宇治市史』第2巻、昭和49年。
和田 萃「道昭と宇治橋」前掲。
- 9 武藤 直・川嶋将生「郷村と番保」『宇治市史』第2巻、昭和49年。
- 10 『唐橋遺跡』前掲。
- 11 宇治市教育委員会『宇治市街遺跡第2次発掘調査概報』、昭和60年。
- 12 宇治市教育委員会「宇治市街遺跡（宇治壱番46）発掘調査概要」『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』第16集、平成2年。
- 13 宇治市教育委員会『平等院旧境内発掘調査概報』（宇治市埋蔵文化財発掘調査概報第16集）、平成5年。
- 14 宇治市教育委員会「宇治市街遺跡（宇治壱番67）発掘調査概要」『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』第18集、平成4年。
- 15 宇治市教育委員会「宇治市街遺跡発掘調査概要」『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』第1集、昭和57年。
- 16 宇治市教育委員会「宇治市街遺跡（宇治妙楽162）発掘調査概要」『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』第16集、平成2年。
- 17 宗教法人平等院『平等院庭園発掘調査概要報告』、平成4年。
- 18 杉山信三「平等院の院家」『院家建築の研究』、昭和56年。
清水 擧「平等院伽藍の構成と性格」『平等院大観』第1巻、平成元年。
- 19 杉山信三「平等院の院家」前掲。
杉山信三・赤井達郎「平等院と藤原の寺院」『宇治市史』第1巻、昭和48年。
- 20 杉山信三・赤井達郎「平等院と藤原の寺院」前掲。
西山恵子『平安時代の宇治—王朝文化の語り部たち—』宇治文庫2、平成2年。
- 21 杉山信三・赤井達郎「平等院と藤原の寺院」前掲。
- 22 林屋辰三郎・藤岡謙二郎「中世の歴史と景観」前掲。
- 23 杉本 宏「平等院古瓦の新相—河内系軒瓦の様相・年代・背景—」『平安京歴史研究—杉山信三先生米寿記念論集—』、平成5年。
- 24 杉本 宏「平等院古瓦の新相—河内系軒瓦の様相・年代・背景—」前掲。

抄 錄

発掘遺跡の名称	平等院旧境内遺跡・塔の川遺跡（新発見）		
発掘所在地	京都府宇治市宇治塔の川 京都府立宇治公園内		
発掘遺跡の種類	平等院旧境内遺跡；寺院跡、塔の川遺跡；集落跡	員 数	2
発掘遺跡の時代	平等院旧境内遺跡；平安時代、塔の川遺跡；弥生－奈良時代		
発掘調査の面積	350m ²		
発掘調査の期間	1993年7月28日－同年11月1日		
発掘調査の機関	宇治市教育委員会（担当者；社会教育課文化財保護係 杉本宏・荒川史）		
発掘調査の目的	京都府立宇治公園都市公園施設整備に伴う遺跡の内容確認		
発掘調査の経費	¥16,460,000-	負 担 者	京都府宇治土木事務所
発掘した遺構	平等院旧境内遺跡；基壇建物跡1、園路跡1、柵跡1。 塔の川遺跡；竪穴住居跡1、掘立柱建物2、焼土壙4、溝跡2、土壙他50。		
発掘した遺物	平等院旧境内遺跡；軒丸瓦、平瓦、丸瓦、土師器皿。整理箱3。 塔の川遺跡；縄文土器、弥生土器、土師器、須恵器、石鎌、石皿。整理箱15。		
発掘成果の概要	下層遺構として弥生前期前葉から奈良時代に至る集落跡。塔の川遺跡と命名。 主要下層遺構として弥生期の掘立柱建物、古墳前期のカマド付竪穴住居。 上層遺構に平等院旧境内遺跡。主要上層遺構として多宝塔かと思われる基壇建物跡と白砂敷き園路跡。11世紀中－後半の時期。		
遺物の保管者	宇治市教育委員会		
遺物の保管場所	〒611 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市教育委員会 TEL 0774-22-3141		
その他の事項	発掘後の処置は遺構保存のため埋め戻しを実施。 来年度に2次調査予定。		

(宇治市埋蔵文化財発掘調査概報 第24集)
平等院旧境内多宝塔推定地第1次発掘調査概報

—京都府立宇治公園都市公園施設整備に伴う発掘調査—

発行日 平成6年3月31日

発行者 宇治市教育委員会
〒611京都府宇治市宇治琵琶33番地

編集 社会教育課 文化財保護係

製作 河北印刷株式会社
